



江戸川区新型インフルエンザ等対策 行動計画

平成26年3月

江戸川区

目 次

はじめに	1
第1章 行動計画の基本方針	2
1 基本的考え方	2
(1) 根拠	
(2) 対象とする感染症	
(3) 計画の基本的考え方	
2 対策の目的	3
1 感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する。	
2 区民生活及び社会経済に及ぼす影響が最小となるようにする。	
3 流行規模の想定	5
4 発生段階の考え方	7
5 対策実施上の留意点	9
(1) 基本的人権の尊重	
(2) 危機管理としての特措法の性格への留意	
(3) 関係機関相互の連携・協力の確保	
(4) 記録の作成・保存	
第2章 対策推進のための各機関等の役割	10
1 基本的な責務	10
(1) 国	
(2) 都	
(3) 区	
(4) 医療機関等	
(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関	
(6) 登録事業者	
(7) 一般の事業者	
(8) 区民	
2 区の危機管理体制	13
(1) 未発生期	

- (2) 海外発生期
- (3) 国内発生早期以降
- (4) 区各部の対応（分掌事務）

第3章 対策の基本項目	20
1 サーベイランス・情報収集	20
2 情報提供・共有	21
(1) 区民、事業者	
(2) 国・都との情報共有	
(3) 医療機関等	
3 相談	25
(1) 健康相談	
(2) その他の相談	
4 感染拡大防止	26
(1) 個人対策	
(2) 学校等における対応	
(3) 施設の使用及び催物の開催制限等（地域対策及び職場対策）	
5 予防接種	31
(1) 特定接種	
(2) 住民接種	
6 医療	34
(1) 医療提供体制	
(2) 医療物資の確保と活用	
7 区民生活及び社会経済の安定の確保	36
(1) ライフライン機能の維持	
(2) 区民生活の維持	
(3) 事業者への支援	
(4) 遺体に対する適切な対応	
 第4章 発生段階別対策	 39
1 未発生期の対応	39
(1) サーベイランス・情報収集	
(2) 情報提供・共有	
(3) 相談	

(4) 感染拡大防止	
(5) 予防接種	
(6) 医療	
(7) 区民生活及び社会経済の安定の確保	
2 海外発生期の対応	44
(1) サーベイランス・情報収集	
(2) 情報提供・共有	
(3) 相談	
(4) 感染拡大防止	
(5) 予防接種	
(6) 医療	
(7) 区民生活及び社会経済の安定の確保	
3 国内発生早期（都内未発生）の対応	49
(1) サーベイランス・情報収集	
(2) 情報提供・共有	
(3) 相談	
(4) 感染拡大防止	
(5) 予防接種	
(6) 医療	
(7) 区民生活及び社会経済の安定の確保	
4 都内発生早期の対応	53
(1) サーベイランス・情報収集	
(2) 情報提供・共有	
(3) 相談	
(4) 感染拡大防止	
(5) 予防接種	
(6) 医療	
(7) 区民生活及び社会経済の安定の確保	
5 都内感染期の対応	58
(1) サーベイランス・情報収集	
(2) 情報提供・共有	
(3) 相談	
(4) 感染拡大防止	
(5) 予防接種	
(6) 医療	
(7) 区民生活及び社会経済の安定の確保	

6 小康期の対応 64

- (1) サーベイランス・情報収集
- (2) 情報提供・共有
- (3) 相談
- (4) 感染拡大防止
- (5) 予防接種
- (6) 医療
- (7) 区民生活及び社会経済の安定の確保

はじめに

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しています。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があります。

これらが発生した場合には国家の危機管理として対応する必要があります。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものです。

江戸川区（以下「区」という。）では、平成18年3月に「江戸川区新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、新型インフルエンザ対策を推進してきました。

平成25年4月に特措法が施行されたことに伴い、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成25年6月）」（以下「政府行動計画」という。）、「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画（平成25年11月）」（以下「都行動計画」という。）が新たに策定されたことを踏まえ、従来の計画を廃止し、特措法第8条に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画として、新たに「江戸川区新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「区行動計画」という。）を策定しました。

第1章 行動計画の基本方針

1 基本的考え方

(1) 根拠

本行動計画は、特措法第8条の規定に基づき策定する計画です。

(2) 対象とする感染症

ア 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）

イ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

(3) 計画の基本的考え方

新型インフルエンザ等の発生時期や地域、発生した場合の病原性の強さや感染力等を正確に予測することは困難です。また、その発生そのものを阻止することは不可能であり、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられます。

万一、新型インフルエンザ等が国内で発生すれば、国民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねません。このため、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、発生前の段階から、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要です。

本行動計画は、政府行動計画及び都行動計画に基づき、区における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や区が実施する対策を示すものです。

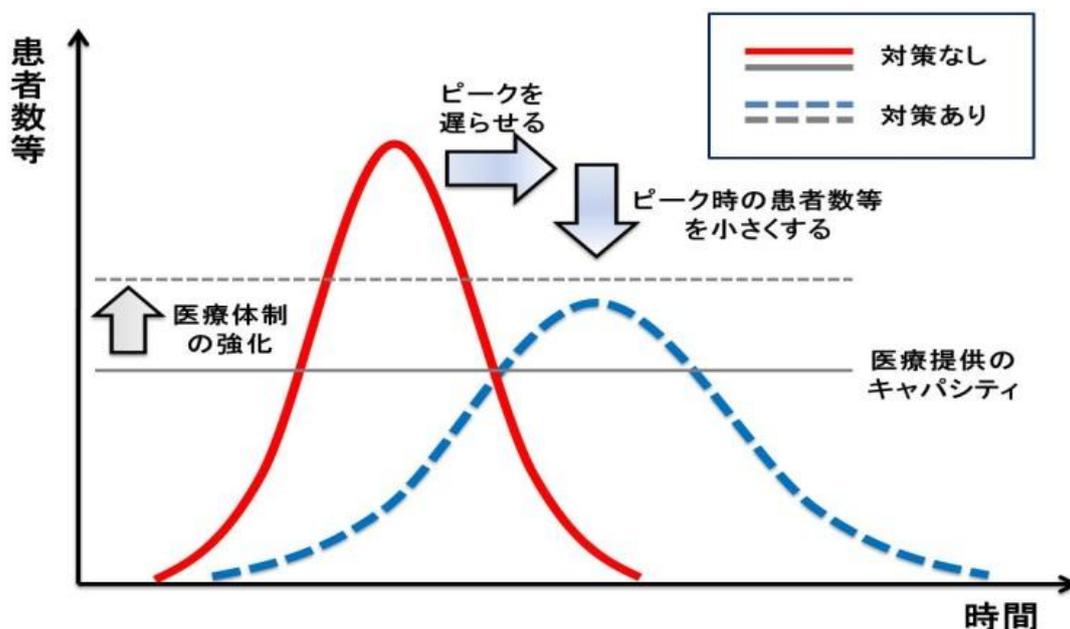
また、国、都、指定地方公共機関、医療機関等、事業者及び区民の役割を示し、新型インフルエンザ等の対策が緊密に連携して推進されるよう図るものです。

なお、**新型インフルエンザ**等の流行は必ずしも予測どおりに展開するものではありません。また、最新の科学的な知見による対策を取り入れていく必要があることから、適時適切に本行動計画を見直し、必要に応じて修正を行っていくこととします。

2 対策の目的

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する。
- 2 区民生活及び社会経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

新型インフルエンザ等は、ほとんどの人が新型の病原体に対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されます。長期的には、国民の多くが罹患するものですが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合に、医療提供のキャパシティを超える事態が想定されます。そのような状況を回避するため、感染拡大を可能な限り抑制することが必要です。



また、罹患することにより事業者の欠勤者が多数に上り、この人的被害が長期化することで社会経済に影響を与えることとなります。このため、限られた人員により必要な業務を継続することが求められます。

- 感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する。
 - ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造のための時間を確保します。
 - ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにします。

- 適切な医療等の提供により、重症者や死亡者を減らします。

- 区民生活及び社会経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らします。
 - 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は区民生活及び社会経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。

3 流行規模の想定

新型インフルエンザの流行規模は、出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力、人の免疫の状態、社会環境など多くの要素に左右されます。

また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能です。

政府行動計画においては、国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患し、医療機関を受診する患者数は約1,300万人～2,500万人と推計しています。

都行動計画においては、人口の集中する東京の特性を考慮し、都民の約30%が罹患し、およそ378万5千人が医療機関を受診、入院患者数はおよそ29万1千人、死亡者はおよそ1万4千人として流行予測を行っています。

本行動計画の策定に当たっては、人口の集中する大都市の特性を考慮した都の罹患率を参考にしました。東京都との人口比から、江戸川区における新型インフルエンザの流行規模は、患者数およそ202,800人、入院患者数およそ15,600人、死亡者数およそ750人と推計しました。

その他、社会・経済的な影響として、従業員本人の罹患や家族の罹患、世話、看護等により、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤することが、政府行動計画で想定されています。

<新型インフルエンザ流行予測による健康被害>

分類	政府行動計画	都行動計画	区行動計画
罹患率	25%	30%	30%
外来患者数	1,300万人 ～2,500万人※1	3,785,000人※2	約202,800人
入院患者数	53万人（中等度） ～200万人（重度）※1	291,200人	約15,600人※4
死亡者数	17万人（中等度） ～64万人（重度）※1	14,100人※3	約750人※4
従業員欠勤率	最大40%程度		

※1 米国疾病予防管理センターの推計モデルを用いて、医療機関受診患者数は、約1,300万人～約2,500万人と推計。

中等度（アジアインフルエンザ等並み）致死率想定0.53%

重度（スペインインフルエンザ並み）致死率想定2.0%

※2 罹患した患者が全て医療機関を受診するものとして算出

※3 関連死亡者数含む

※4 都の推計から人口按分により算出

なお、これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要があります。

また、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難ですが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは、新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象としています。そのため、新型インフルエンザ等感染症の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなります。

4 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生状況に応じて講ずるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要があります。

このため、海外で新型インフルエンザ等が発生し、日本への流入が避けられず、大規模な流行が起こるというプロセスを想定して、幾つかの発生段階に区分しました。

発生段階は、都行動計画で定める「未発生期」、「海外発生期」、「国内発生早期（都内では未発生）」、「都内発生早期」、「都内感染期」及び「小康期」の6段階とします。

発生段階の移行については、人口の集中する大都市の特性を考慮し、東京都新型インフルエンザ等対策本部（以下「都対策本部」という。）（本部長：知事）が移行を決定した場合は、区においても同様に発生段階を移行することとします。

なお、政府対策本部が東京都を対象区域として緊急事態宣言（※1）をした場合には、都対策本部において、国の基本的対処方針（※2）に基づき緊急事態宣言下で実施する措置を決定します。本区では、既に海外発生期から設置している江戸川区新型インフルエンザ等対策本部（以下「区対策本部」という。）（本部長：区長）の下に、都が実施主体として行う施設の使用制限等の措置に協力します。

※1 緊急事態宣言（特措法第32条）

政府対策本部長が、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときに、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行う。

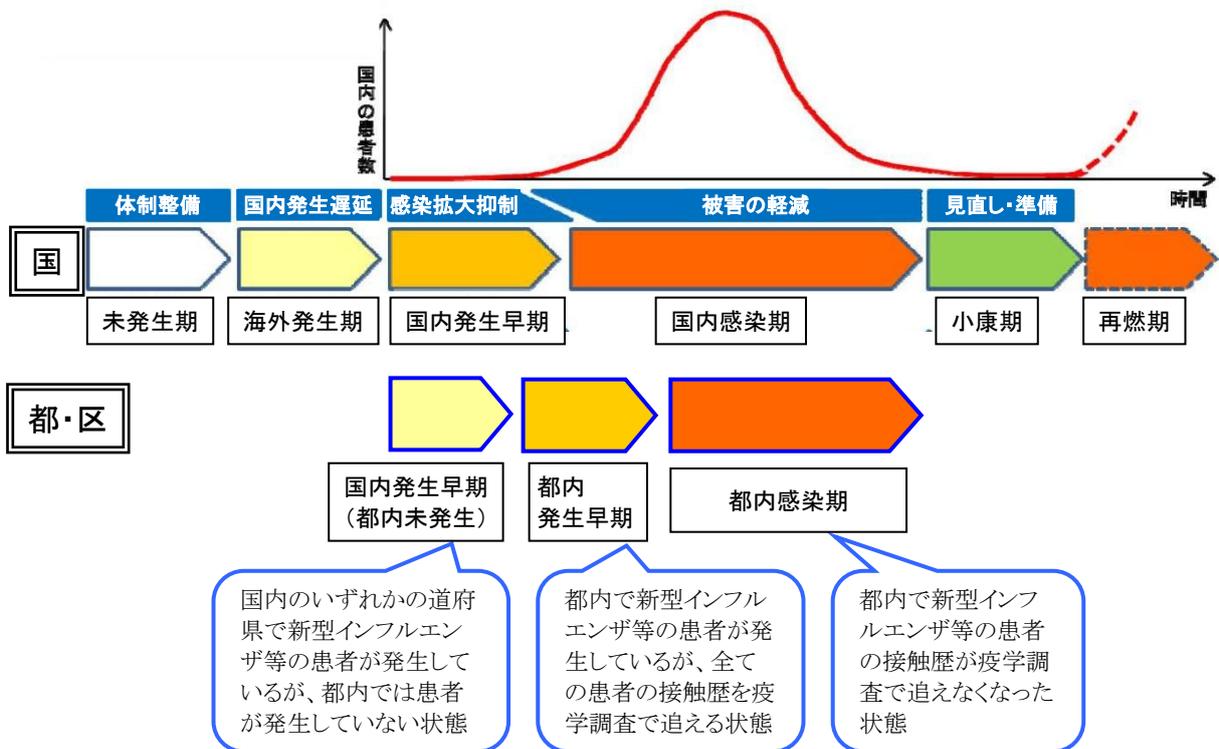
※2 基本的対処方針（特措法第18条）

政府対策本部が、発生したウイルスの病原性や流行の状況を踏まえ、政府行動計画のうちから対策を選択し決定する。

<新型インフルエンザ等の発生段階の状態>

政府行動計画	都行動計画 区行動計画	状態
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内発生早期 (都内未発生)	国内のいずれかの道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 (都内では患者が発生していない状態)
	都内発生早期	都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	都内感染期	都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
	小康期	小康期

<国及び都・区における発生段階>



5 対策実施上の留意点

(1) 基本的人権の尊重

区に限らず、国・都共通して留意しなければならない基本的な考え方です。

新型インフルエンザ等への対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請、緊急物資の運送等及び特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、区民の権利と自由に制限を加える場合は、当該新型インフルエンザ等への対策を実施するため必要最小限のものとするよう、都に求めます。

これらが実施される場合は、都との連携のもと、法令の根拠があることを前提として、区民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

(2) 危機管理としての特措法の性格への留意

新型インフルエンザ等が発生し、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要があります。特措法は、危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されています。

しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策の有効性などにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ます。このため、新型インフルエンザ等の発生状況に応じた柔軟な対応を行う必要があります。

(3) 関係機関相互の連携・協力の確保

政府対策本部、都対策本部、区対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う必要が生じた場合は、区新型インフルエンザ等対策本部長（以下「区対策本部長」という。）から都新型インフルエンザ等対策本部長（以下「都対策本部長」という。）に対して、所要の総合調整を行うよう要請します。

(4) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した際は、対応を検証して教訓を得るため、区対策本部における対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表します。

第2章 対策推進のための各機関等の役割

1 基本的な責務

(1) 国

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施し、地方自治体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有します。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、世界保健機関（WHO）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます。

新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。

その際、医学・薬学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進めます。

さらに、特措法28条に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため登録事業者に対して実施する特定接種について、実施主体として速やかに進めます。

(2) 都

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときには、政府の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有します。

平常時には、都行動計画に基づき、実施体制の整備、関係機関との調整、資器材の整備など、対策を推進します。また、感染症法に基づき、発生動向の監視を行います。

発生時には、国の基本的対処方針に基づき、医療提供体制の確保や感染拡大の抑制など都行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、区市町村及び関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進します。

(3) 区

区は、住民に最も近い行政単位であり、新型インフルエンザ等発生時の区民に対する予防接種や生活支援、要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められます。対策の実施に当たっては、都や近隣の自治体と緊密な連携を図ります。

平常時には、本行動計画に基づき、体制の整備、関係機関との調整、訓練の実施、必要な物資の備蓄、資器材の整備など、対策を推進します。また、感染症法に基づき、発生動向の監視を行います。

発生時には、感染拡大の抑制、住民への予防接種や生活支援など、本行動計画で定めた対策を、関係機関と連携して的確かつ迅速に実施し、区内の関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進します。

(4) 医療機関等

平常時には、新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染防止対策や必要となる医薬品・医療資器材の確保等の準備、診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を推進します。

発生時には、区内の医療機関や関係機関が連携して、診療体制の強化を含め、発生状況に応じた医療を提供するよう努めます。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

平常時には、新型インフルエンザ等対策業務計画を策定し、体制の整備など対策を推進します。

発生時には、国、都及び区と相互に連携協力し、区民生活が維持できるよう医療機能及び社会・経済活動維持のための業務を継続します。

(6) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は区民生活及び社会機能維持に寄与する業務を行う事業者については、それぞれの社会的責任を果たすことができるよう、平常時から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続計画などの準備を積極的に行います。

発生時には、事業活動を継続するよう努め、国、都、区の新型インフルエンザ等への対策の実施に協力します。

(7) 一般の事業者

事業者については、職場における感染防止策を行うことが求められます。また、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれます。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められます。

平常時には、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染予防策や体制の整備に努めます。

発生時には、職場における感染予防策を実施し、都や区が行う新型インフルエンザ等

への対策に協力します。特に、感染拡大防止の観点から、多数の者が集まる施設を管理する事業者や催物を主催する事業者については、特措法に基づく施設の使用制限の要請等に協力するなど、感染防止のための措置の徹底に努めます。

(8) 区民

平常時には、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など知識の習得に努めるとともに、季節性インフルエンザに対しても励行している手洗い、マスク着用、咳エチケット等の個人でも可能な感染予防策を実践するよう努めます。また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。

発生時には、都や区からの情報に注意し、個人でも可能な感染予防策の実践や、罹患が疑われる場合における医療機関の受診ルール等を守り、感染拡大防止に努めます。

2 区の危機管理体制

新型インフルエンザ等の発生は区民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くことが危惧されており、危機管理の問題として取り組む必要があります。

そのため、区は危機管理部門と保健衛生部門が中心となり全庁を横断した体制を構築し、各発生段階に対応した総合的かつ効果的な対策を推進します。

(1) 未発生期

未発生期には、平常時からの対策を推進するために、医師会、感染症診療協力医療機関等、歯科医師会、薬剤師会、獣医師会、警察署、消防署並びに区で構成する「江戸川区新型インフルエンザ情報連絡会」（事務局：健康部保健予防課）を必要に応じて開催し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報共有、連携体制の確認や訓練を実施します。

(2) 海外発生期

海外発生時の体制は、特措法により政府対策本部が設置されたときは、都においても直ちに都対策本部を設置することとされています。

本区においても、江戸川区新型インフルエンザ等対策本部条例に基づく、区長を本部長とする「区対策本部」（事務局：危機管理室）を設置し、情報収集を行うとともに、国・都に協力しサーベイランス（発生状況の把握及び分析）を強化します。

(3) 国内発生早期以降

国内で新型インフルエンザ等が発生したときは、本区では引き続き区対策本部において情報の共有をするとともに、関係各部に対し必要な対策を講じるよう指示します。

なお、政府による緊急事態宣言がされたときには、特措法第34条により設置する法定の対策本部に移行します。

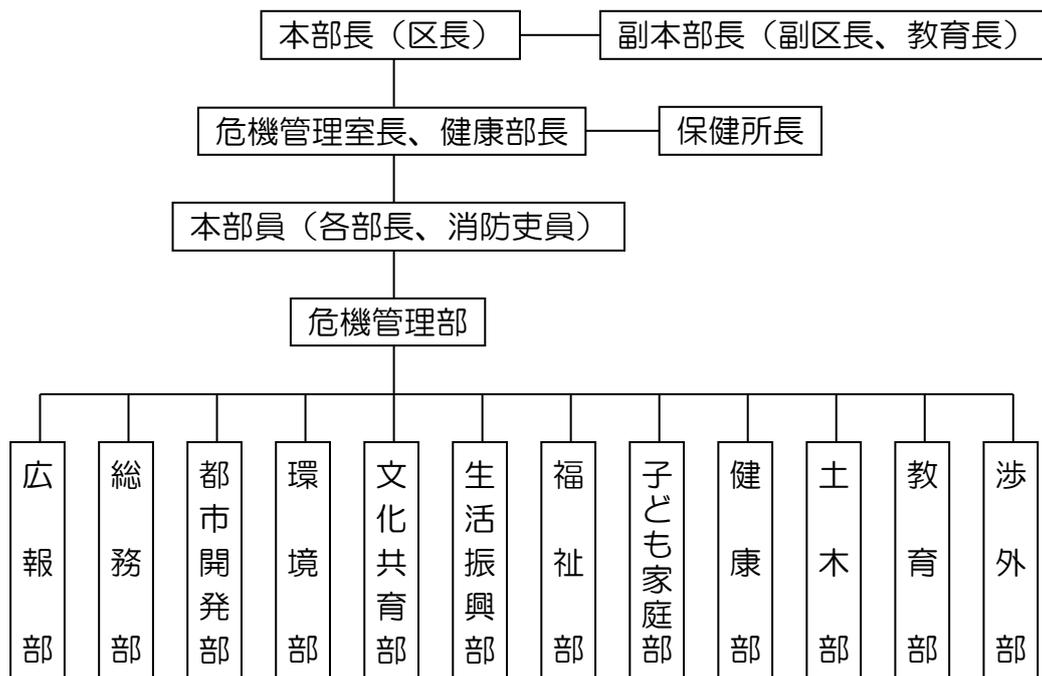
区対策本部は、特措法で定められたもののほか必要な事項を実施するため、全庁をあげた実施体制を整備します。

区対策本部は、政府対策本部及び都対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進します。

<新型インフルエンザ等対策における危機管理体制>

発生段階	国・都	区の危機管理体制	
未発生期		江戸川区新型インフルエンザ情報連絡会	医師会、医療機関、歯科医師会、薬剤師会、獣医師会、警察署、消防署、区
海外発生期	厚生労働大臣が発生を公表 →政府対策本部・都対策本部設置	江戸川区新型インフルエンザ等対策本部（任意設置）	本部長：区長 副本部長：副区長、教育長 本部員：各部長、保健所長、消防吏員
国内発生早期	政府による緊急事態宣言	江戸川区新型インフルエンザ等対策本部（法定設置）	
都内発生早期			
都内感染期			
小康期	緊急事態解除宣言	区対策本部廃止 →江戸川区新型インフルエンザ情報連絡会	

<区対策本部の構成>

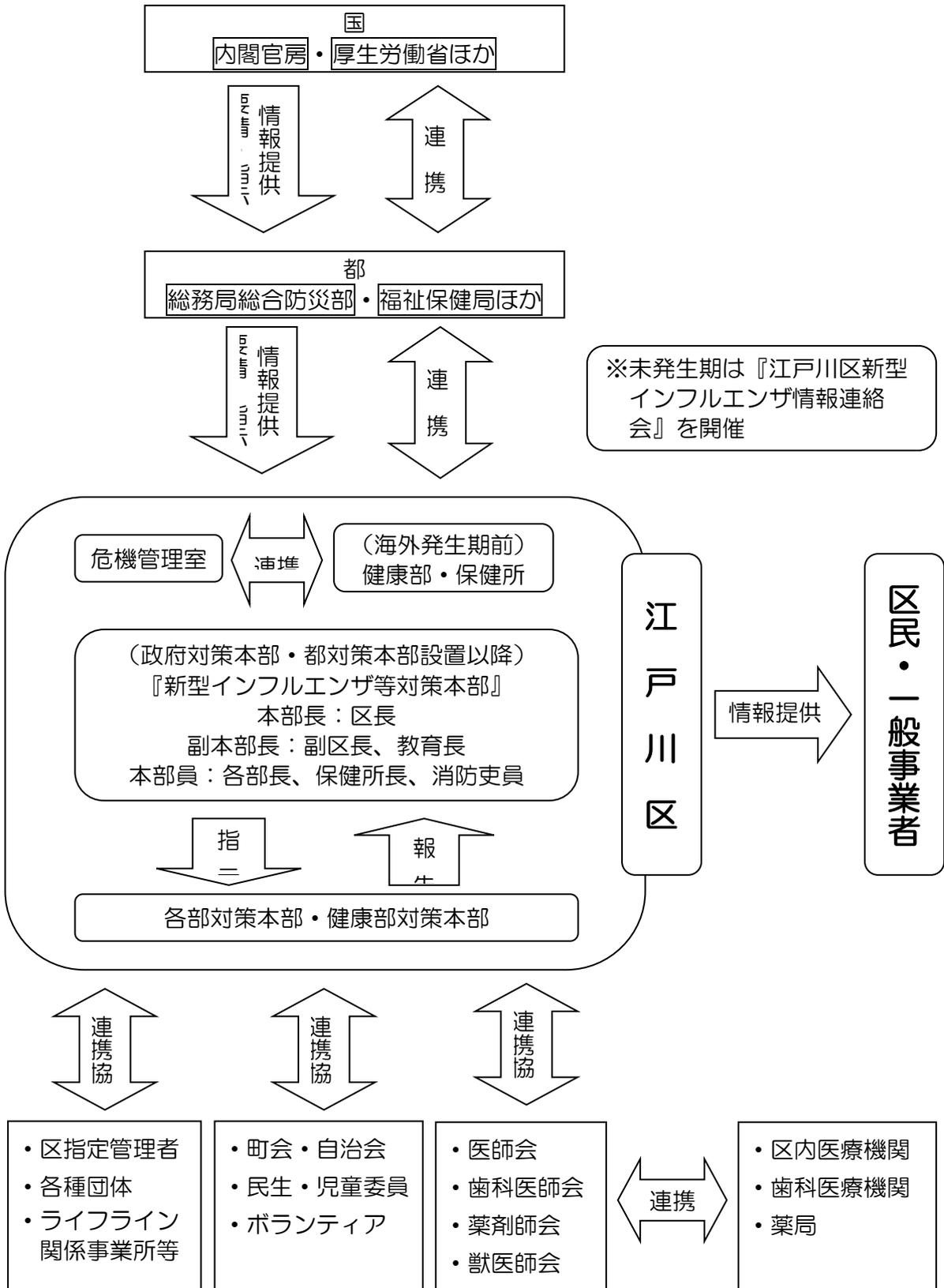


(4) 区各部の対応（江戸川区新型インフルエンザ等対策本部の分掌事務）

危機管理部 (経営企画部) (危機管理室) (総務部) (健康部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 区新型インフルエンザ等対策本部に関すること 2 各部連携調整会議に関すること 3 関係機関との連絡調整に関すること 4 国、東京都および他自治体との連携（他部に係るものを除く）に関すること 5 情報等の収集および提供に関すること 6 社会活動及び事業活動の自粛要請等に関すること 7 受援対策に関すること 8 予算その他財務に関すること 9 新型インフルエンザ等対策の総合調整に関すること 10 その他特命に関すること
広報部 (経営企画部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等に関する広報・広聴に関すること 2 報道機関の対応に関すること
総務部 (総務部) (会計室)	<ol style="list-style-type: none"> 1 庁舎の入庁管理に関すること 2 職員の特定接種に関すること 3 職員の動員及び給与に関すること 4 職員の感染予防に関すること 5 他部に属さないこと 6 他部の応援に関すること
都市開発部	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共交通機関事業者等の連絡調整に関すること 2 他部の応援に関すること
環境部	<ol style="list-style-type: none"> 1 区民生活の安全、安心に関すること 2 ごみ・資源の排出抑制に関すること 3 他部の応援に関すること
文化共育部	<ol style="list-style-type: none"> 1 集会等の自粛・施設の使用制限に関すること 2 遺体の取り扱い（施設）に関すること 3 他部の応援に関すること
生活振興部	<ol style="list-style-type: none"> 1 町会・自治会を通じた情報提供に関すること 2 集会等の自粛・施設の使用制限に関すること 3 企業の事業活動の自粛等（他部に係るものを除く）に関すること 4 食料および生活必需品の安定供給等に関すること 5 中小企業、農業団体の対策に関すること 6 他部の応援に関すること

福 祉 部	<ul style="list-style-type: none"> 1 社会福祉施設等における感染予防に関すること 2 高齢者・障害者等、要援護者の支援に関すること 3 遺体の取り扱いに関すること 4 他部の応援に関すること
子ども家庭部	<ul style="list-style-type: none"> 1 保育園・幼稚園等における感染予防に関すること 2 他部の応援に関すること
健 康 部 保 健 所	<ul style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関すること 2 新型インフルエンザ等の感染予防等の広報（他部に係るものを除く）に関すること 3 区民、医療機関からの相談（保健医療に限る）に関すること 4 感染症法（積極的疫学調査等）に関すること 5 検査に関すること 6 患者移送に関すること 7 外来医療、入院医療等の医療体制に関すること 8 区民へのワクチン接種に関すること 9 抗インフルエンザ薬等医薬品、資器材の確保、使用に関すること 10 国、東京都および他自治体との連携（保健医療に限る）に関する こと 11 前各号に掲げるもののほか、保健医療に関すること
土 木 部	<ul style="list-style-type: none"> 1 ライフライン事業者等の連絡調整に関すること 2 遺体の取り扱い（搬送）に関すること 3 他部の応援に関すること
教 育 部 (教育委員会)	<ul style="list-style-type: none"> 1 学校・幼稚園における感染予防に関すること 2 他部の応援に関すること
渉 外 部 (区議会事務局) (選挙管理委員会 事務局) (監査委員事務局)	<ul style="list-style-type: none"> 1 区議会への情報提供に関すること 2 内外諸団体との連絡調整に関すること 3 他部の応援に関すること

○危機管理体制のイメージ



○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（抄）

（市町村対策本部の設置及び所掌事務）

第34条 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。

2 市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

（市町村対策本部の組織）

第35条 市町村対策本部の長は、市町村対策本部長とし、市町村長をもって充てる。

2 市町村対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。

一 副市町村長

二 市町村教育委員会の教育長

三 当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長）

四 前三号に掲げる者のほか、市町村長が当該市町村の職員のうちから任命する者

3 市町村対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、市町村長が指名する。

4 市町村対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該市町村の職員以外の者を市町村対策本部の会議に出席させることができる。

（市町村対策本部長の権限）

第36条 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うことができる。

2 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、都道府県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、都道府県対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。

3 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する第24条第4項の規定による要請を行うよう求めることができる。

4 市町村対策本部長は、第1項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。

5 市町村対策本部長は、第1項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

6 市町村対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の区域に係る新型コロナウイルス感染症等緊急事態措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

7 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る新型コロナウイルス感染症等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る新型コロナウイルス感染症等緊急事態措置の実施に関し必要な要請をすることができる。

(特別区についてのこの法律の適用)

第73条 この法律（第48条第7項を除く。）の適用については、特別区は、市とみなす。

○ 江戸川区新型コロナウイルス感染症対策本部条例（平成25年江戸川区条例第17号）（抄）
（組織）

第二条 新型コロナウイルス感染症対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括する。

2 新型コロナウイルス感染症対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、本部の事務を整理する。

3 新型コロナウイルス感染症対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、区の職員のうちから、区長が任命する。

(会議)

第三条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他区の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第四条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

第3章 対策の基本項目

本行動計画は、新型インフルエンザ対策の2つの目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する」及び「区民生活及び社会経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するため、(1)サーベイランス・情報収集、(2)情報提供・共有、(3)相談、(4)感染拡大防止、(5)予防接種、(6)医療、(7)区民生活及び社会経済の安定の確保の7つの基本項目に分けて、具体的な対策を策定します。

1 サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザの発生に対して素早く対応するためには、新型インフルエンザの出現をいち早く察知することが必要であることから、国や都のサーベイランス体制に協力し、早期把握に努めます。

※ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

〈東京都新型インフルエンザ等対策行動計画〉

1 サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等への対策を適時適切に実施するためには、国が海外での新型インフルエンザ等の発生の迅速な察知、発生状況やウイルスの特徴等についての速やかな情報収集・情報分析を行う一方で、都においては、地域における発生状況の迅速な把握や必要な対策を実施した上で、その結果を評価することが大切である。そのためには、サーベイランス体制を確立し、情報を速やかに収集・分析することが重要である。

海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは情報が限られている。そこで、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・情報分析を行う。

国内の患者数が増加し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握はその意義が低下し、また、医療現場等の負担も過大となることから、重症患者を中心とした情報収集に切り替える。

2 情報提供・共有

新型インフルエンザ等の発生時には、国家レベルの危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、都、区、医療機関等、事業者及び区民の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとる必要があります。

そのためには、発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、発生前においても新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報などを提供し、新型インフルエンザ等対策に関し各々が理解を深めることが大切です。

いざ発生した時に正しく行動するために、対策の全ての段階、分野において、正確で迅速な情報提供並びに国、都、区、医療機関等、事業者、区民の間での情報共有・コミュニケーションに努めます。なお、コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受け手の反応の把握までも含むことに留意します。

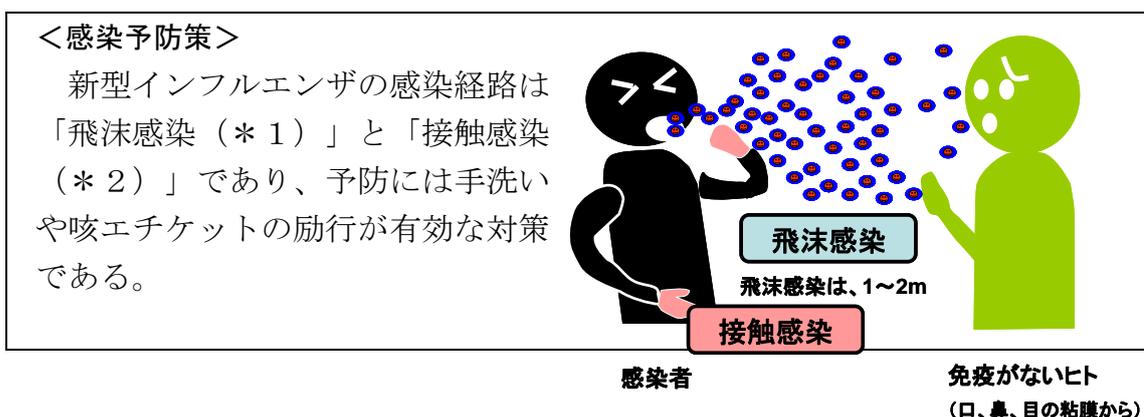
(1) 区民、事業者

ア 平常時の普及啓発

未発生期から、新型インフルエンザについての正しい知識と適切な予防策について周知を図ることが重要であり、区民一人ひとりが感染予防策を理解することで、はじめて感染拡大防止が可能となります。とりわけ学校、保育園、幼稚園等は集団発生が発生したり、地域への感染拡大の起点となりやすいことから、平常時から教育委員会等と連携して、児童・生徒等に対し感染症や公衆衛生について情報提供し、丁寧に指導していく必要があります。

また、新型インフルエンザ等が発生した際、特に発生初期における感染者への誹謗・中傷、感染が確認された地域への風評被害が起きないように、新型インフルエンザ等には誰もが罹患する可能性があり、患者やその関係者には責任がないことなど、正しい知識を普及啓発していくことが重要です。

このため、リーフレット、ホームページ等により、新型インフルエンザの基本的な知識と感染予防策を周知するとともに、発生した場合は、区や都からの情報に従って医療機関の受診をするなど、感染拡大防止策の普及啓発を図ります。



感染した人が咳やくしゃみをするとうイルスを含む飛沫（5ミクロン以上の水滴）が飛散し、これを鼻や口から吸い込み、上気道部分の粘膜に付着することにより引き起こされる感染。

（* 2）接触感染

ウイルスを含む体液に手指が触れ、これを中間物等を通して口腔内に取り入れることにより引き起こされる感染。

イ 発生時の情報提供

個人の人権の保護に十分留意し、区内における感染状況、予防策及び発生段階に応じた適切な医療機関等の受診について、広報やホームページ、ツイッター、フェイスブック等への掲載により、迅速に情報提供を行います。

また、高齢者や障害者、外国人に対しては、受け手に応じた情報提供を行うよう配慮します。

ウ 患者等の個人情報

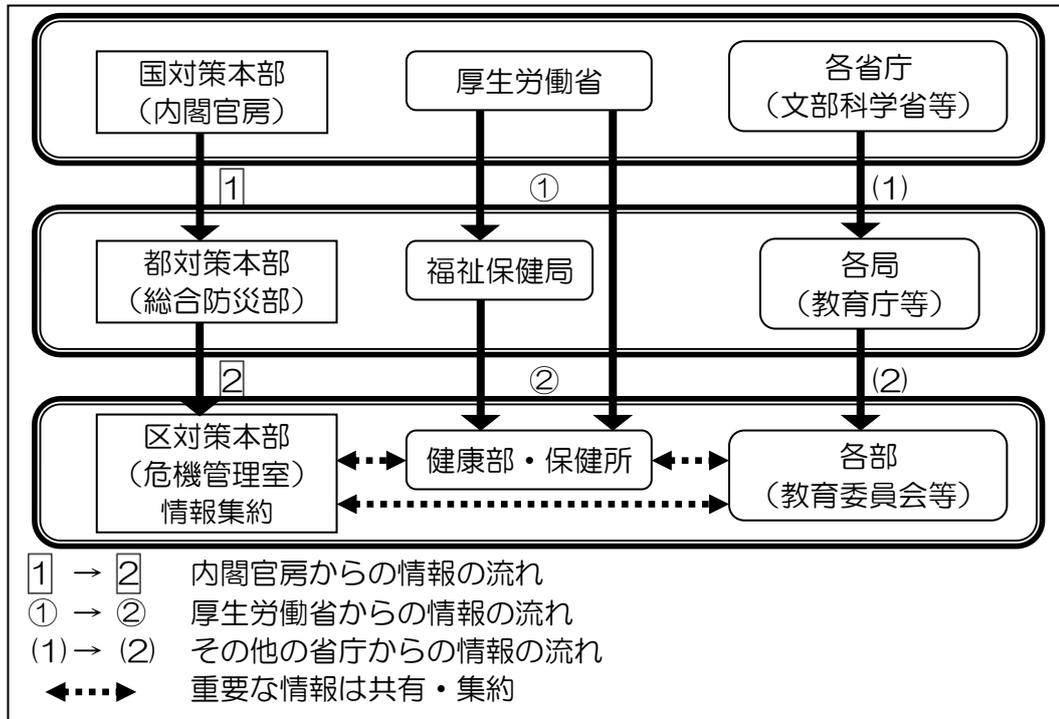
個人情報の取扱いについては、患者等の人権に十分配慮するとともに、誹謗中傷及び風評被害を惹起しないよう留意します。なお、報道発表にあっては公表する情報内容のレベルの相違により混乱が生じることのないよう、あらかじめ都と協議します。

(2) 国・都との情報共有

区は、住民に最も身近な存在であり、新型インフルエンザ等の発生時には、感染予防のための普及啓発をはじめ、相談窓口の設置、予防接種の実施、高齢者をはじめ要援護者への支援等について、中心的な役割を担うこととなります。したがって、発生前から、情報収集・提供体制を整備し、国及び都が発信する情報の入手に努めるとともに、庁内の関係部局及び区議会との情報共有・集約体制を整備します。

新型インフルエンザ等が発生した当初の病原性が不明な時点では、感染者はごく僅かであっても報道内容が刻々と変わり、住民の不安が非常に大きくなります。このため、WHOや国・都の情報を区民に正確に伝えることが重要であり、国・都との情報共有体制を整備し、住民への情報提供に努めます。

○新型インフルエンザ等に関する国から区市町村への情報の流れ（国の通知等）



(3) 医療機関等

平常時から、感染症地域医療体制ブロック協議会（※1）等を活用して情報の共有化を図るとともに、感染症指定医療機関（※2）や感染症診療協力医療機関（※3）、感染症入院医療機関（※4）等との緊急時情報連絡体制を構築します。

また、「江戸川区感染症危機管理システム」（※5）を活用し、厚生労働省が発信する新型インフルエンザ等の診断・治療に係る情報を提供するなど、医療機関等への情報提供体制の強化を図ります。

- ※1 感染症地域医療体制ブロック協議会
感染症指定医療機関、感染症診療協力医療機関等を中心とした医療連携体制の確保・連携を推進するため、都内を感染症指定医療機関ごとのブロックに分け、設置した協議会
- ※2 感染症指定医療機関
感染症法に規定された感染症（一類、二類、新型インフルエンザ等、指定感染症又は新感染症）に罹患した患者の入院医療を行う医療機関
- ※3 感染症診療協力医療機関
感染症患者又は感染症が疑われる患者の受入体制を有し、診断確定に至るまでの経過観察を行う医療機関（必要に応じて1～2日間程度の入院扱いを含む。）
（区内2医療機関（平成25年8月現在））
- ※4 感染症入院医療機関
大規模流行等により、感染症法に基づく勧告入院、措置入院が解除・中止された場合に入院医療を提供する医療機関

(区内10医療機関(平成25年8月現在))

※5 江戸川区感染症危機管理システム

平成21年の新型インフルエンザ(A/H1N1)発生による医療情報の混乱を教訓として、区内にある医療資源や医療スタッフの円滑かつ効率的な活動を支援する目的で平成22年12月より稼働している。

区内の学校や福祉施設、介護施設等における感染症集団発生情報を医療機関専用のホームページにリアルタイムに掲載し、医療機関での診断・治療に役立てている。さらに、有事に備え、本システムから全医療機関に対し緊急情報を提供できる機能を有している。

関係機関とは、平成21年の新型インフルエンザ(A/H1N1)発生時から、リスク・コミュニケーションを目的とした「江戸川区新型インフルエンザ情報連絡会」(医師会、感染症診療協力医療機関等、歯科医師会、薬剤師会、獣医師会、警察署、消防署並びに区で構成)を開催し、情報交換・情報共有を行っています。平常時から、この連絡会を活用し、新型インフルエンザ等に関する情報提供や事業者向けの研修会等の開催などにより関係機関の対策の推進を支援します。

3 相談

(1) 健康相談

新型インフルエンザ等の病原性や感染力にかかわらず、区民の不安を解消し適切な感染予防策を促すため、発生後速やかに「新型インフルエンザ相談センター（電話相談）」を設置し、発生段階ごとの状況に応じた相談体制を構築します。

海外発生期から都内発生早期は、受診先医療機関（「新型インフルエンザ専門外来」）の案内及び受診時の注意事項等についての説明を行う必要があるため、保健所の開庁時間は保健所に設置し、夜間・休日においても、都が提供する場所において都内保健所共同の相談センターを設置し、24時間対応を行います。

都内感染期以降は、受診先医療機関の案内は終了し、保健医療に関する一般相談に対応します。

流行のピークを過ぎ、小康期に入った段階で、状況に応じて相談体制の規模を縮小するなど、弾力的な対応をとることとします。

(2) その他の相談

感染拡大を防止するには、人が集まることや、人と人が対面する機会を減らすことが有効な対策の一つとして考えられます。このため、都内発生早期以降には、学校・保育園等の臨時休業をはじめ、区民や事業者に対し、不要不急の外出自粛や集会・催物の自粛を呼び掛けます。

都内発生早期以降には、疾患に関する相談のみならず、生活相談など多様な内容の相談に対応できる体制を整備します。

新型インフルエンザ等の影響にともなう区の業務に関する問合せの対応は各主管部署で行いますが、相談の多いものは回答と窓口一覧を作成し、区ホームページに掲載します。

さらに、区民や関係機関等から寄せられる問い合わせ内容を区対策本部で情報共有し、必要な対策を講じます。

4 感染拡大防止

国民が免疫を持たない新型インフルエンザ等の場合、その感染を止めることは困難ですが、感染予防及び感染拡大防止対策は、次の2つのために大変重要です。

1つ目は、新型インフルエンザ等の流行のピークをできるだけ遅らせることにより、予防接種等の体制整備を図るための時間を確保すること、2つ目は、流行ピーク時の患者数を減少させ、入院患者数を最小限にとどめることにより、受診を医療提供能力の範囲内に収めることです。

これにより、健康被害を最小限にとどめるとともに、国民生活・経済への影響を最小化し社会機能が破たんに至ることを防ぎます。

このために、区民や事業者に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等の一般的な感染予防策の励行や予防接種、学校等の休業、職場での感染予防策、催物等の自粛など、発生状況に応じて様々な感染拡大防止策への協力を依頼します。

さらに、都内で発生した場合には、都は早い段階で都の集客施設及び都が主催する催物における感染予防策を率先して実施することとしていますが、区においても都の要請を受けて協力することとします。

なお、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った場合は、都知事は特措法第45条に基づき、施設を管理する者又は催物を開催する者に必要最小限の制限等を要請・指示することとされており、区もこれを受けて対策に協力して行動します。

○感染拡大防止策の協力依頼（都対策本部長）（特措法第24条）

- ①都民及び事業者への感染予防の呼び掛け
- ②都の施設及び催物における感染拡大防止策を実施
- ③都の関連団体、委託業者及び区市町村への同様の取組を依頼
- ④事業者に感染拡大防止策への協力を依頼

○緊急事態宣言時の対応（都対策本部長）（特措法第45条）

- ⑤施設を管理する者又は催物を開催する者に対し、施設の使用又は催物の開催の制限若しくは停止を要請し、公表する。
- ⑥正当な理由なく⑤の要請に応じない場合は指示し、公表する。

感染拡大防止策には、個人の行動を制限する面や対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面があります。このことを踏まえ、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行います。

(1) 個人対策

個人における対策については、国内発生早期の段階から、マスク着用、咳エチケッ

ト、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染防止対策を実践するよう促します。

患者の発生早期には、当該患者に速やかに感染症指定医療機関等で適切な医療を受けさせるとともに、患者家族・同居者その他の濃厚接触者を迅速に把握し、健康観察、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び感染を広げないための保健指導等を行います。

また、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った場合は、都は、必要に応じ、不要不急の外出の自粛を呼び掛けますが、これを受けて区も区民に協力を要請します。

(2) 学校等における対応

ア 区立保育園・幼稚園・小学校・中学校等

新型インフルエンザ等の疑い又は罹患していると診断された園児・児童・生徒への対応については、病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、在園児・児童・生徒へのマスク着用、咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努めます。

集団発生がみられた場合は、発症者の状況確認、園児・児童・生徒の健康観察、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）などの措置を講じます。

同じ地域や地区内の園・学校での流行が確認された場合は、園・学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講じます。

さらに、感染が拡大し区内で流行した場合、感染症の発生状況や医療提供体制等を勘案し、必要に応じ、全ての区立学校等の閉鎖について検討します。

イ 私立保育園・幼稚園・学校等

各設置者等に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、園児・保護者・学生の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図るとともに、必要に応じて、自宅待機や臨時休業などの措置をとるよう要請します。

また、患者との接触者が関係する地域について、まん延のおそれがある場合には、臨時休業を行うよう各設置者等に対して要請します。

さらに、感染が拡大し区内で流行した場合、感染症の発生状況や医療提供体制等を勘案し、必要に応じ、区内全域での臨時休業の検討について要請します。

ウ 社会福祉施設等

各施設設置者に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、利用者の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図るとともに、必要に応じて、臨時休業などの措置をとるよう要請します。

(3) 施設の使用及び催物の開催制限等（地域対策及び職場対策）

地域対策及び事業所・職場対策としては、患者や潜伏期間にある者と接触する機会をできる限り減らすことが有効な対策の一つとして考えられます。

このため、区は事業所等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けるなどの季節性インフルエンザ対策として実施されている感染予防策をより強化して実施することに加えて、時差出勤等の対策を勧奨します。さらに、従業員の健康管理、新型インフルエンザ様症状が認められた場合の受診の勧奨等、職場等における感染予防策の徹底を要請します。

都内発生早期以降は、人が集まることや人と人とが対面する機会を減らすことが有効な感染拡大防止対策となります。このため、区は地域対策として区民や事業者・地域団体等に対し、発熱等の症状がある人の利用制限、施設の使用制限や催物・集会の開催の自粛を呼び掛けます。

区の庁舎・施設についても、利用者に対する咳エチケットやマスク着用を呼び掛け、病原性に応じて、出入口等動線の整理や利用時間の制限、休館などの対応を行うとともに、イベントや講演会等については、実施方法の変更や延期又は中止を検討します。

なお、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った場合は、特措法に基づき、政令の範囲内で、都知事が都民への外出自粛の要請や事業者に対する施設の使用制限を要請・指示しますが、区もこれを受けて対策に協力して行動します。

〈東京都新型インフルエンザ等対策行動計画〉

〈緊急事態宣言時の措置〉

1 感染拡大防止

(1) 緊急事態宣言時の施設の使用及び催物の制限等の考え方

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号。以下「政令」という。）第11条による施設の区分ごとに、新型インフルエンザ等の感染リスク、社会生活の維持の観点等を踏まえ、特措法第24条及び第45条に基づく感染拡大防止に関する措置の対象、期間及び内容について、必要最小限となるよう総合的に判断した上、決定する。

○区分1施設 これまでの研究により感染リスクが高い施設

⇒ 特措法第45条に基づき、使用制限も含めて最優先で要請・指示し、その旨を公表する。

ア 学校（ウに掲げるものを除く。）

イ 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを

提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限

○区分2施設 社会生活を維持する上で必要な施設

⇒ 特措法第24条に基づき、使用制限以外の措置について協力の要請を行う。

〔 病院、食料品店（百貨店の食品売り場を含む。）、ドラッグストア、銀行、工場、事務所、公共交通機関等 〕

○区分3施設 運用上柔軟に対応すべき施設

⇒ 特措法第24条に基づき、できる限り使用制限以外の措置について協力の要請を行う。感染拡大の状況に応じ、必要な場合には、特措法第45条に基づき、使用制限も含めて要請・指示し、その旨を公表する。

（ウからスまでは、建築物の床面積の合計が1000㎡を超えるもの）

ウ 大学、専修学校（高等課程を置く専修学校を除く。）、各種学校その他これらに類する教育施設

エ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

オ 集会場又は公会堂

カ 展示場

キ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品又は燃料等その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売り場を除く。）

ク ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）

ケ 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場

コ 博物館、美術館又は図書館

サ キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設

シ 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗

ス 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設

セ ウからスまでに掲げる施設であって、1000㎡を超えないもののうち、厚生労働大臣が定めて公示するもの

(2) 措置の内容

知事は、施設の管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対して、発生時に国が策定する基本的対処方針、発生した新型インフルエンザ等の病原

性及び感染力に応じて、次に掲げる措置から、感染拡大防止と社会経済活動の維持のバランスを鑑み、適時適切に選択し、要請する。

（特措法第45条（感染防止策））

- 発熱等の症状のある者の入場禁止（政令第12条）
- 手指の消毒設備の設置（政令第12条）
- 施設の消毒（政令第12条）
- マスクの着用など感染防止策の入場者への周知（政令第12条）
- その他厚生労働大臣が公示するもの

(3) 施設及び催物の使用制限等をする際の都の意思決定手続

知事は、特措法第45条に基づき必要最小限の措置を行う場合には、あらかじめ感染症及び法律の専門家、事業者団体等の意見を聴いた上で、感染拡大防止と社会経済活動の維持のバランスを鑑みながら、迅速に決定する。

(4) 実施方法

○ 都民

特措法第45条に基づき、都民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、感染拡大防止に効果があると考えられる区域（区市町村単位、都内のブロック単位等）とする。

○ 区分1施設（これまでの研究により感染リスクが高い施設）

特措法第45条に基づき、学校、保育所、通所の福祉施設等（政令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、都民の生命・健康の保護及び都民生活・経済活動の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

○ 区分3施設（運用上柔軟に対応すべき施設）

特措法第24条に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。

特措法第24条の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（政令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行う。特措法第45条の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、都民の生命・健康の保護、都民生活・経済活動の混乱を回避するため特に必要がある

と認めるときに限り、特措法第45条に基づき、指示を行う。

特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

5 予防接種

ワクチンの接種により個人の発症や重症化を防ぐことは、患者数を医療提供可能な範囲内に収め、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、新型インフルエンザが発生する前の段階で製造された（ウイルス株が流行中の新型インフルエンザとは異なる）「プレパンデミックワクチン」と新型インフルエンザの発生後に流行中の新型インフルエンザウイルスを基に製造される「パンデミックワクチン」の2種類があります。

また、対象者によって「特定接種」と「住民接種」の2つに分けられます。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載します。

(1) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うもので、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種です。

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりです。

○「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

○新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員、地方公務員

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員については国を実施主体として、新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる地方公務員については当該地方公務員の所属する都道府県又は区市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなります。

本区においては、新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる区職員等が対象となるため、区が実施主体として接種を実施します。

(2) 住民接種

新型インフルエンザ等が、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため、ワクチンを緊急に、可能な限り多くの国民に接種することが必要です。

特措法において住民に対する予防接種の枠組みができたことから、政府による緊急事態宣言が行われた場合については、特措法第46条に基づき予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなりま

す。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合についても、国民の大多数には新型インフルエンザの免疫がないことから、季節性インフルエンザの患者を大きく上回る感染者の発生が見込まれ、医療提供体制をはじめ社会経済にも大きな影響を及ぼすおそれがあるため、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく予防接種を行うこととなります。

	（緊急事態宣言あり） 臨時の予防接種	（緊急事態宣言なし） 新臨時接種
根拠規定	特措法第46条 予防接種法第6条第1項	予防接種法第6条第3項
接種の努力義務	あり	なし
接種の勧奨	接種を受けるよう勧める	
接種費用の自己負担	なし	あり （低所得者を除き実費徴収可）

いずれの場合も、住民への予防接種は、区市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとされているため、区民に対して速やかにかつ円滑に接種が行えるよう、区医師会等医療関係団体、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の確保や体制の構築、接種の場所、対象者数・ワクチン必要量の算出、接種に必要な資器材の確保、接種の通知・予約等、接種の具体的な実施方法について検討を進めます。

	概 要	接種会場
地域での集団的接種	接種会場に接種対象者を集めて実施するもの	総合体育館等、学校体育館、区民館、コミュニティ会館等
施設での集団的接種	保育園、幼稚園、学校、医療機関、社会福祉施設等において、学生、入院患者、入所者等の既に形成されている集団を活用して実施するもの	当該施設
その他、特別な事情を考慮することが必要な場合は、個別接種も検討する。		

流行中の新型インフルエンザウイルスを基に製造される新型インフルエンザワクチン（「パンデミックワクチン」）の開発・製造には一定の期間を要するとされていることから、当初は十分な量のワクチンが確保できないことも考えられます。政府行動計画等では、接種対象者を①医学的ハイリスク者、②小児、③成人・若年者、④高齢者の4群

に分類しており、①から④群の接種の優先順位は、発生した新型インフルエンザに関する病原性等の情報を踏まえ国が決定するとされています。予防接種の実施あたっては、国の示す接種の優先順位に則って行います。

①	医学的ハイリスク者	呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者 ・基礎疾患を有する者 ・妊婦
②	小児	(1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。)
③	成人・若年者	
④	高齢者	ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群(65歳以上の者)

なお、住民接種はすべての区民を対象とした臨時的接種であること、集団的接種により実施されることなど、通常とは異なる接種体制がとられるため、混乱が生じる可能性もあります。区は、この予防接種の広報に当たって次のような点に留意します。

- ・接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えること。
- ・ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えること。
- ・接種の時期、方法など、区民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えること。(全員に接種するまでには時間がかかり、接種まで順番を待つ必要があること。予防のためには手洗い・咳エチケット等が重要であること。など)

6 医療

新型インフルエンザ等への対策において、医療は最も重要な対策です。新型インフルエンザ等がまん延した場合は患者数の大幅な増大が想定されます。医療の破綻を回避し、医療提供体制を維持しなければ、区民は感染した時に必要な医療を受けることができません。しかし、医療資源（医療従事者、病床等）には限度があることから、事前に効果的・効率的に活用できるよう医療提供体制の整備を行う必要があります。

(1) 医療提供体制

新型インフルエンザ等の発生時において、健康被害を最小限にとどめるためには、地域における限られた医療資源（医療従事者、施設等）を、効果的・効率的に活用する体制をあらかじめ整備しておく必要があります。

海外発生期から都内発生早期までにおいては、感染拡大を抑制する対策がもっとも有効です。新型インフルエンザ等に罹患した患者（疑似症を含む。）は、あらかじめ決められた医療機関で外来診療・入院治療を行います。限定された医療機関で診療・治療を行うことで、医療機関全体における混乱を回避するとともに、都内感染期において他の医療機関等が新型インフルエンザ等の診療・調剤を行うための準備を整える期間にもなります。

具体的には、「新型インフルエンザ相談センター（電話相談）」から振り分けられた新型インフルエンザの罹患が疑われる患者を、あらかじめ指定する医療機関「新型インフルエンザ専門外来」で診察します。

ここで採取した患者の検体は、保健所により東京都健康安全研究センターに運ばれ、ウイルス検査が行われます。この間、専門外来は検査結果が判明するまで患者を院内に留め置き、経過観察を行います。

ウイルス検査により新型インフルエンザ等の感染していることが判明した場合は、保健所は重症度にかかわらず感染症法第26条で準用する第19条又は第46条の規定に基づき「感染症指定医療機関」への入院勧告を行い、患者を移送します。ウイルス検査の結果が陰性であった患者については、専門外来において重症度によって入院又は自宅療養の判断を行います。

なお、新型インフルエンザ等の罹患が疑われる患者が、新型インフルエンザ相談センターを介さずに、直接、一般医療機関を受診する可能性も否定できないことから、一般医療機関においても、新型インフルエンザ等の感染症の患者とそれ以外の患者との接触を避ける工夫や、医療従事者の感染防護に必要な資器材の準備など、個々の医療機関等における院内感染防止対策を準備します。

都内感染期においては、新型インフルエンザ等がまん延し、患者数が大幅に増加します。このため、新型インフルエンザ専門外来などの特別な医療提供体制で診療を行うのではなく、内科や小児科など「通常の季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機

関」が診療を担うこととなります。そのため、患者は新型インフルエンザ相談センターを介さずに、直接受診に訪れることとなり、また、入院が必要と判断された新型インフルエンザ等の患者についても、「通常の感染症診療を行う全ての一般入院医療機関」において受け入れることとなります。

区は、流行段階に応じた医療機関の役割分担について、区民をはじめ関係機関に周知します。あわせて、各医療機関等に対し、感染予防策の徹底を図るとともに、医療機関内部及び医療機関相互の応援体制を構築するよう要請します。

○発生段階ごとの医療提供体制

		未発生期	海外発生期	国内発生早期	都内発生早期	都内感染期	小康期
医療体制	外来		新型インフルエンザ相談センター（電話相談） ↓ 新型インフルエンザ専門外来（診療・ウイルス検査実施）			通常の季節性インフルエンザの診療を行うすべての医療機関が対応（基本はかかりつけ医） 通常の感染症診療を行うすべての医療機関が対応	
	入院		陽性(+)	陰性(-)			
			感染症指定医療機関への入院勧告	一般医療機関への入院または自宅療養			

(2) 医療物資の確保と活用

ひとたび新型インフルエンザ等の流行が始まれば、抗インフルエンザウイルス薬、医薬品、消毒薬、その他の感染防御資器材など、様々な医療物資が必要となります。

こうした医療物資は、事前に確保し、効果的に活用することが重要です。特に抗インフルエンザウイルス薬は、早期治療薬又は予防薬としての効果が期待されることから、新型インフルエンザの拡大防止を図り社会機能を維持させるためにも備蓄が必要となります。新型インフルエンザ対策として、都民の6割に相当する量を目標として、国の備蓄を勘案して都が備蓄を行っていますが、区においても、患者と接触した家族・関係者、医療従事者への予防投与用として、必要量の備蓄を行います。

また、必要とされる感染防御資器材、消毒薬など医療資器材等についても必要量の備蓄を行います。これらの医療資器材等は、疫学調査、患者移送等に際して従事者の感染防止に活用します。

7 区民生活及び社会経済の安定の確保

本行動計画の流行規模の想定では、区民の30%が新型インフルエンザに罹患し、流行期間は約8週間続くとしています。また、ピーク時（約2週間）には、本人の罹患や家族の罹患、世話、看護等により、事業所においては従業員の最大40%程度が欠勤すると想定しています。これにより、社会・経済活動の大幅な縮小と停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足により、最低限の生活を維持することができなくなるおそれがあります。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、区民生活及び社会経済への影響を最小限にとどめられるよう、都、区、医療機関等、事業者及び区民は、発生時にどのように行動するか事前に準備し、発生時には互いに協力してこの危機を乗り越えることが重要です。

(1) ライフライン機能の維持

新型インフルエンザ等の発生時には、平常時の事業活動を100%維持することは困難になりますが、区民生活や事業活動を支える機能は維持しなければなりません。このため、上下水道や電気、ガス、通信などのライフライン事業者は、普及啓発業務の休止や緊急を要しない工事の延期により、従業員をライフラインの機能維持業務に集中させるよう要請します。公共交通機関については、平常ダイヤの維持が困難になることが考えられますが、ダイヤの調整などを行い、業務を継続するよう要請します。

このため、平常時に業務継続計画（BCP）を策定するとともに、従業員の感染予防策を徹底し、マスクなどの个人防护具等を計画的に備蓄するとともに、事業継続に不可欠な業務要員について、経験者や退職者を活用するなどの対策を準備しておくことが重要です。

(2) 区民生活の維持

ア 食料・生活必需品の安定供給

区民に対して、平常時から最低限の食料品・生活必需品等を備蓄しておくこと、発生時には食料品・生活関連物資等の購入にあたって買占めを行わないよう呼びかけます。

政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った場合は、生活必需品の安定供給を図るため、製造・販売・流通業者などの業界団体等を通じて、関係事業者等の事業継続と安定供給を要請します。また、食料品・生活関連物資等の価格が高騰しないよう、売惜しみが生じないよう、あわせて要請します。

イ 高齢者、障害者等の要援護者への支援

高齢者施設等の福祉施設の運営を維持するため、感染予防を徹底するよう呼びかけるとともに、入所者の施設外部者との接触制限等により、感染拡大の防止に努めるよ

う要請します。

政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った場合には、都が不要不急の外出の自粛を呼び掛けますが、高齢者世帯、障害者世帯等は、特に生活に支障をきたすおそれがあります。これらの世帯に対する生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）等について、関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等の協力を得ながら対応に努めます。

また、生活相談や区民サービスについての問い合わせに対応する電話相談窓口の設置について体制を整えます。

ウ ごみ・資源の排出抑制

ごみ処理の維持が困難な場合は、ごみ・資源の収集回数や処理について状況を把握し、区民及び事業者にごみ・資源の排出抑制への協力を要請します。

エ 行政手続上の申請期限の延長

政府による緊急事態宣言がされている場合は、運転免許等の申請期限の延長等、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置の特例が、特措法により可能となりました。これらの特例措置が実施された場合は、国の政令等を迅速に分かりやすく周知するとともに、区においても、必要に応じて同様の措置を講じます。

(3) 事業者への支援

新型インフルエンザ等の感染拡大により、運転資金の確保等が困難となる中小企業を支援するため、相談窓口を設置するとともに制度融資の実施を検討します。

また、緊急事態宣言時において、政府系金融機関による新型インフルエンザ等緊急事態に関する特別な融資などの措置が行われた場合は、事業者への周知など適切に対応します。

さらに、個人の場合と同様に、許認可等の申請期限の延長の特例措置が実施された場合は、適切に対応します。

(4) 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等が大流行し、多数の死亡者が発生した場合、遺体に対する適切な対応を行う必要があることから、遺族の意向や個人情報保護に留意するとともに、火葬場を可能な限り稼働させるよう設置者に要請します。

区で発行する「埋火葬許可証」については、「一類感染症等」を明記するとともに、迅速に発行できるように配慮します。

さらに、緊急事態宣言時において一時的に死亡者が急増した場合は、遺体からの感染

予防策を実施し、遺体を一時的に安置するため、震災対策で予定されている場所を臨時遺体安置所とし、迅速に埋火葬を行います。

第4章 発生段階別対策

本章では、第1章で記述した基本方針に基づき、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要7項目の個別の対策を記載します。

個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施します。

1 未発生期の対応

<p><未発生期の状態></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型インフルエンザ等が発生していない状態 ○ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況
<p><目的></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発生に備えて体制の整備を行い、発生時の対応の周知を図る。
<p><対策の考え方></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等はいつ発生するか分からないことから、平素から、本行動計画等を踏まえ、東京都、関係機関等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 2 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、区民及び事業者の共通認識を図るため、継続的な情報提供を行う。
<p><実施体制></p> <p>「江戸川区新型インフルエンザ情報連絡会」</p>

サーベイランス・情報収集	<p>【情報収集】</p> <p>○国、都及び関係機関等から新型インフルエンザに関する情報を収集し、早期対応に役立てる。《健康部》</p> <p>【平時のサーベイランスへの協力】</p> <p>○平常時からインフルエンザに関する各種サーベイランスを実施し、情報の解析・集積を行う。新型インフルエンザが発生した際に、平常時のデータと比較することで、新型インフルエンザの流行規模や病原性等を判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザサーベイランス（患者発生サーベイランス） <ul style="list-style-type: none"> インフルエンザ定点医療機関における患者発生の動向を調査し、区内の流行状況について把握する。《健康部》
--------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> <p>・ウイルスサーベイランス（病原体サーベイランス）</p> <p>インフルエンザ病原体定点医療機関から搬入されたインフルエンザウイルスについて、東京都健康安全研究センターにおいて型分類を行い、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬に対する耐性の有無、病原性・感染力に関わる遺伝子変異の有無などについて調べ、流行しているウイルスの性状について把握する。《健康部》</p> <p>・インフルエンザ入院サーベイランス（重症患者サーベイランス）</p> <p>基幹定点医療機関の入院患者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。《健康部》</p> <p>・インフルエンザ様疾患発生報告(学校等)/感染症等集団発生時報告(社会福祉施設)</p> <p>保健所は各部と連携し、学校、幼稚園及び保育園におけるインフルエンザ様疾患による臨時休業の実施状況を把握する。《健康部、教育委員会、子ども家庭部》</p> <p>また、保健所は社会福祉施設における感染症等の集団発生報告を受け、インフルエンザ様疾患の集団発生状況を把握する。《健康部、福祉部》</p> <p>これによりインフルエンザの感染拡大を早期に探知する。</p> <p>・クラスター（集団発生）サーベイランス</p> <p>保健所は前記の集団発生報告時に、学校・施設等と連携し、集団内の一部のインフルエンザ様疾患患者のウイルス検査を実施し、集団発生のウイルスにおける型を調べる。このウイルス検査を伴うクラスターサーベイランスは、定点医療機関当たり患者報告数1.0人（週）を超えるまで継続する。《健康部、教育委員会、子ども家庭部、福祉部》</p> <p>・「東京感染症アラート」への協力</p> <p>鳥インフルエンザ（H5N1）等の発生を早期に発見し、患者への適切な医療提供とウイルスの封じ込め対策を的確に行うため、感染が疑われる患者の診療を行った医療機関は、保健所に報告し、検査基準に該当する場合は、東京都健康安全研究センターで緊急検査としてウイルス遺伝子検査を実施する。区は都が実施するこの「東京感染症アラート」に協力する。《健康部》</p>
<p>情報提供・共有</p>	<p>【情報提供】</p> <p>〇リーフレットや区ホームページなどの広報媒体のほか、区内メディアの協力を得て、新型インフルエンザ等の正しい知識やマスク着用、咳エチケット、手洗い等の個人レベルの感染予防策について普及啓発を行い、国内発生時に混乱等を招かないよう区民に呼びかける。《健康部、危機管理室》</p>

	<p>○新型インフルエンザの感染様式（飛沫感染及び接触感染）と感染予防策を周知し、罹患が疑われる場合は区や都からの情報に従って医療機関の受診をすることを事前に周知する。《健康部》</p> <p>○海外渡航者に対し、区ホームページを通じて海外での鳥インフルエンザ等の発生状況や予防策等の情報提供を行う。《健康部》</p> <p>○高齢者や障害者、外国人など様々な対象者を想定し、受け手に配慮した広報手段を整備する。《経営企画部、各部》</p> <p>○事業者に対しては、新型インフルエンザ等に関する情報提供や研修会等の開催などを通じて、対策の推進を支援する。《生活振興部、健康部》</p> <p>○新型インフルエンザ等の発生時には区民や事業者に感染拡大防止策の協力を求めること、政府が都内を対象区域として緊急事態を宣言した場合は、必要に応じて、都が特措法に基づき、不要不急の外出の自粛や施設の使用制限の要請等を行うことがあり得ることを事前に周知し、理解を求める。《危機管理室》</p> <p>【情報共有・体制整備】</p> <p>○区は、発生前から国及び都が発信する情報を入手することに努める。また、庁内での情報共有体制を整備する。《健康部、危機管理室》</p> <p>○「感染症地域医療体制ブロック協議会」、「江戸川区新型インフルエンザ情報連絡会」の開催や通知等により、医療機関等及び関係機関との情報共有を図り、災害対応と同様の緊急連絡体制を整備する。さらに、訓練等を通じて連携をより緊密にしていく。《健康部、危機管理室》</p> <p>○学校、幼稚園、保育園において、学校保健安全法等に基づき、平常時から学校医等や保健所と連携して、対応方針の共有化を図る。《教育委員会、子ども家庭部、健康部》</p> <p>○医療機関等や関係機関に対しては、適宜、本行動計画に関する説明会等を実施し、区の新型インフルエンザ等対策の周知を図るとともに、発生時に実施される対策への協力を求める。《健康部、危機管理室》</p>
相談	<p>○保健医療や福祉、生活等の区民からの多様な相談に対応できるよう、発生段階に応じた相談体制について各部で事前に検討し、必要な準備を進める。《健康部、各部》</p>
感染拡大防	<p>【対策実施のための準備】</p> <p>○マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染防止対策の普及を図る。《健康部》</p>

止	<p>また、感染が疑わしい場合は、「新型インフルエンザ相談センター」に連絡し、医療機関を受診する際の注意事項についての助言を受けるとともに、体調が思わしくない場合には外出を控えるなど、自らが患者となった場合の感染拡大防止のための行動について、前もって理解促進を図る。《健康部、危機管理室》</p> <p>○学校等・保育園・社会福祉施設等における感染予防策を定め、周知するとともに、臨時休業等、新型インフルエンザ発生に備えた対応について検討する。《子ども家庭部、福祉部、教育委員会、危機管理室、健康部》</p> <p>○検疫所（国）の検疫強化にともない必要となる、入国者に対する疫学調査、健康観察等のための体制整備を行う。《健康部》</p>
予防接種	<p>【接種体制の構築・準備】</p> <p>○住民接種について、集団的接種を基本とし、区内に居住する者に対し、速やかにワクチン接種を行うことができるよう、国の「住民接種に関する実施要領」及び国・都の「手引き」に基づき、区医師会等医療関連団体、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、対象者数・ワクチン必要量の算出、接種の周知・予約等、接種の具体的な実施方法を検討し、準備を進める。《健康部、子ども家庭部、福祉部、教育委員会》</p> <p>○円滑な接種の実施のために、あらかじめ区市町村間で広域的な協定を締結するなど、必要な場合は本区以外の区市町村における接種を可能にするよう努める。《健康部》</p> <p>【特定接種】</p> <p>○新型インフルエンザ等対策の実施に携わる区職員の数把握するとともに、接種の方法を検討し、準備を進める。《危機管理室、総務部》</p>
医療	<p>【医療提供体制の整備等】</p> <p>○新型インフルエンザ等の患者に対する医療に関して、感染症指定医療機関の所在地を基準とする地域ごとに、都、区（保健所）、医療機関及び医師会等関係機関により構成される感染症地域医療体制ブロック協議会等を活用し、発生時の地域における医療提供体制について協議、確認を行う。《健康部》</p> <p>○都が指定する感染症診療協力医療機関の他に、地域の実情や必要性に応じ、新型インフルエンザ専門外来を担う医療機関（休日夜間診療所等も含む。）の設置について検討し、指定した場合は必要な支援を行う。《健康部》</p> <p>○医療機関・医療従事者等、関係機関に対し、区内発生を想定した訓練を実施する。《健康部、危機管理室》</p>

	<p>○都内感染期には、原則全ての一般医療機関等において診療を行うこととなるため、医療機関等に診療継続計画（BCP）の作成、院内感染対策等を進めるよう要請する。《健康部》</p> <p>○新型インフルエンザの診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する国のガイドラインについて、医療機関等に周知する。《健康部》</p> <p>【医薬品・医療資器材の確保等】</p> <p>○新型インフルエンザに係る医療行為のほか、疫学調査や患者移送の際に従事者が感染することを防止するため、個人防護具、消毒薬等の医療資器材の備蓄・整備を行う。《健康部》</p> <p>○抗インフルエンザウイルス薬は、都と連携し必要量の備蓄を行う。なお、区の備蓄は疫学調査等従事者、患者と接触した家族・関係者、医療従事者への予防投与用とする。《健康部》</p> <p>○都内感染期には、原則全ての一般医療機関等において診療を行うこととなるため、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請する。《健康部》</p>
<p>区民生活及び社会経済の安定の確保</p>	<p>○社会機能の維持に関わる事業者に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染予防及び拡大防止策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等、十分な事前の準備を行うよう要請する。《危機管理室、都市開発部、生活振興部、土木部》</p> <p>○高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、医療機関への搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続を決めておく。《福祉部》</p> <p>○火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。《福祉部》</p>

2 海外発生期の対応

<p><海外発生期の状態></p> <ul style="list-style-type: none"> ○海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 ○国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態 ○海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況
<p><目的></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国内の状況等を注視しつつ、都・区内発生の遅延と早期発見に努める。 ○ 都・区内発生に備えて体制の整備を行う。
<p><対策の考え方></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合においても、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう強力な措置をとる。 2 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 3 都・区内発生した場合には早期に発見できるよう、都と連携し区内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。 4 海外での発生状況について注意喚起するとともに、都・区内発生に備え、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、区民に準備を促す。 5 検疫等の調査に協力し、都・区内発生をできるだけ遅らせるよう努め、その間に、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、区民生活及び地域経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種の協力、住民接種の準備等、都・区内発生に備えた体制整備を急ぐ。
<p><実施体制></p> <p>「江戸川区新型インフルエンザ等対策本部」（特措法に基づかない任意の対策本部）</p>

<p>サーベイランス・情報収集</p>	<p>【情報収集】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○世界保健機関（WHO）、厚生労働省、国立感染症研究所等の発表やインターネット等を活用し、新型インフルエンザの発生状況、国の症例定義の決定情報等、新型インフルエンザに関する情報収集を行う。《健康部》 ○感染症指定医療機関、保健所等の関係機関を結ぶ「感染症健康危機管理情報ネットワークシステム（K-net）」を活用し、新型インフルエンザ等の情報を迅速・効率的に共有する。《健康部》
---------------------	--

	<p>【サーベイランス・患者全数把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。《健康部、教育委員会、子ども家庭部、福祉部》 ○届出基準（症例定義）が決定された後、保健所は全ての区内医療機関に届出基準に合致する患者（疑似症患者及び確定患者）の報告を求める。《健康部》 ○都は、「東京感染症アラート」に基づき、感染症アラートの検査基準に該当する新型インフルエンザが疑われる患者の全数をウイルス検査するとともに、ウイルス検査を伴うクラスター（集団）サーベイランスを実施する。区はこれに協力する。《健康部》 <p>【積極的疫学調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○患者（疑似症患者及び確定患者）及び接触者について、届出情報だけでは得られない次の情報等を保健所の積極的な訪問等により収集する。《健康部》 <ul style="list-style-type: none"> ・患者の感染経路 ・患者の転帰（治癒・死亡等）まで症状及び治療経過 ・患者の基礎疾患 ・接触者の情報
情報提供・共有	<p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○海外での新型インフルエンザ等の発生状況、WHOや国の最新情報を区ホームページやツイッター、フェイスブックなどにより情報提供するとともに、発生国への渡航者、発生国からの帰国者への注意喚起を呼び掛ける。《健康部、危機管理室、経営企画部》 ○感染予防策の励行や新型インフルエンザ等に感染したことが疑われる場合に医療機関を受診する際の手順等について、区の広報媒体のほか、FMえどがわ、J：COM江戸川など様々な媒体を活用して周知を強化する。《健康部》 ○情報入手が困難なことが予想される高齢者や障害者、外国人などの情報弱者に対しても、受け手に配慮した広報手段により周知を行う。《経営企画部、各部》 ○広報に際しては、誰もが感染する可能性があり、同時に他の者に感染させる可能性があり、それが責められるようなことではないという認識を区民が持つように留意する。《危機管理室、健康部、経営企画部、各部》 ○事業者に対しては、従業員の発生国への渡航に対しての注意喚起とともに、国内で発生した場合の対応準備を呼び掛ける。《生活振興部、健康部》 ○国内発生に際して、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った場合は、必要に応じて、特措法に基づき、都が不要不急の外出の自粛や施設の使用制限の

	<p>要請等を行うことがあり得ることを事前に周知し、理解を求める。《危機管理室》</p> <p>【情報共有・体制整備】</p> <p>○厚生労働大臣による海外での新型インフルエンザ発生の公表にともない、「政府対策本部」、「都対策本部」が設置される。区においては緊急事態宣言前であっても「江戸川区新型インフルエンザ対策本部」を設置し、国及び都が発信する情報を入手するとともに、関係部署間の情報共有体制を確認し、必要な情報を共有する。《危機管理室、健康部、各部》</p> <p>○区対策本部設置後は、発信する情報を「江戸川区新型インフルエンザ等対策本部報」として一元的に管理する。</p> <p>また、区全体の対応を分かりやすくするため、区ホームページにも専用ページを設け、情報を集約して掲示する。《危機管理室、経営企画部》</p> <p>○医療機関等や関係機関に対して国及び都が発表する最新情報を提供するとともに、国内発生後の対応策について協力を要請する。《危機管理室、健康部》</p> <p>○「江戸川区感染症危機管理システム」を活用し、厚生労働省が発信する新型インフルエンザ等の診断・治療に係る情報を提供するなど、医療機関等への情報提供体制の強化を図る。また、区民からの問い合わせと混在しないよう、医療関係専用の問い合わせ窓口を設ける。《健康部》</p>
相談	<p>【受診相談（保健医療）】</p> <p>○国・都から配布されるQ&A等を参考にしながら、想定質問に関する答えを記載したマニュアル（「区民向けQ&A」）を用意する。なお、マニュアルは状況の変化に応じて随時改訂を行う。《健康部》</p> <p>○国・都からの要請に基づき、保健所において「新型インフルエンザ相談センター（電話相談）」を設置し、発生地域からの帰国者等からの電話相談に応じる。夜間・休日の保健所閉庁時間帯においては、都内保健所共同の相談センターを設置し、当初は、都内各保健所から派遣された職員が輪番で対応する。《健康部》</p> <p>○区民に対し「新型インフルエンザ相談センター」の開設を周知する。海外発生期から都内発生早期に、新型インフルエンザの感染が疑われる患者が相談センターを介さずに直接一般医療機関を受診することがないように、相談センターの役割を含め、「新型インフルエンザ専門外来」へとつなげる受診方法について、迅速かつ的確に周知する。《健康部》</p> <p>○相談センターの設置にあたって、一般区民の問い合わせと医療機関からの問い合わせが混在しないよう、医療機関からの問い合わせを受け付ける専用窓口を設置する。《健康部》</p>

感染拡大防止	<p>【都内での感染拡大防止策の準備】</p> <p>○引き続き、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染防止対策の実践を促す。《健康部》</p> <p>○区立学校等・保育園について、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底など感染予防策について確認するとともに、都内での発生に備え、臨時休業の基準を検討する。</p> <p>また、私立学校等・保育園、社会福祉施設についても、同様の対応を取るよう各施設設置者に対し要請する。《子ども家庭部、福祉部、教育委員会、危機管理室、健康部》</p> <p>○都内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。《健康部》</p> <p>○検疫所（国）の検疫強化に際して、海外からの航空機、船舶から新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者発生の連絡を受けた場合、検疫所から提供される入国者等に関する情報に基づき、疫学調査、健康観察等に都と連携して対応する。《健康部》</p> <p>○海外渡航者向けに、国からの発生国の感染に係る注意情報を区ホームページ等に掲出し、注意喚起を行う。《健康部》</p>
予防接種	<p>【住民接種の準備】</p> <p>○国の要請に基づき、円滑に住民接種を実施できるよう、あらかじめ取り決めた接種方法により準備を開始する。《健康部》</p> <p>○接種には多くの医療従事者が必要となることから、区医師会等医療関連団体の協力を得て、その確保を図る。《健康部》</p> <p>○接種会場の確保、接種に必要な資器材の確保を行う。《健康部》</p> <p>【情報提供】</p> <p>○新型インフルエンザ対策におけるワクチンの役割や、供給時期、接種体制、接種順位のあり方といった基本的な情報について、区民に情報提供を行い、理解促進を図る。《健康部》</p> <p>【特定接種】</p> <p>○国の決定を受けて、国の基本的対処方針の内容に基づきワクチンが供給され次第、あらかじめ取り決めた接種方法により新型インフルエンザ等対策の実施に携わる区職員に対する特定接種を開始する。《総務部》</p>

<p>医療</p>	<p>【医療提供体制の整備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国・都からの要請に基づき、「新型インフルエンザ専門外来」が開設される。保健所においては「新型インフルエンザ相談センター（電話相談）」を設置し、発生国からの帰国者等であって発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザに罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる場合は、「新型インフルエンザ専門外来」での受診を案内する。《健康部》 なお、専門外来の場所については、相談センターで受診が必要であると判断した場合に知らせることを原則とし、一般への公表は行わない。 ○専門外来以外の医療機関を新型インフルエンザの患者が受診する可能性もあるため、区医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。《健康部》 ○「江戸川区感染症危機管理システム」を活用し、厚生労働省が発信する新型インフルエンザ等の症例定義及び診断・治療に係る情報を提供するなど、適宜、医療機関等への情報提供体制の強化を図る。《健康部》 ○専門外来やその他の医療機関に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザの患者又は疑い患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。《健康部》 ○保健所は、ウイルス検査のため、採取した患者の検体を東京都健康安全研究センターに搬入する。《健康部》 ○保健所は、ウイルス検査により新型インフルエンザ等の感染していることが判明した場合に、感染症法第21条または第47条の規定に基づき、速やかに感染症指定医療機関等に入院移送できる体制を整備する。《健康部》 <p>【抗インフルエンザウイルス薬の使用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健所は、国・都と連携し、医療機関の協力を得て、国内での発生に備えて必要な場合には、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は搬送従事者等に予防投与を行う。《健康部》
<p>区民生活及び社会経済の安定の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○社会機能の維持に関わる事業者に対し、国内での発生に備え、事業継続に向けた準備を行うよう、要請する。《危機管理室、生活振興部、都市開発部、土木部》 ○その他の一般事業者に対しても、職場における感染予防策及び事業継続に不可欠な重要業務の重点化の準備を行うよう、周知する。《危機管理室、生活振興部》 ○食料品・生活関連物資等の購入にあたって、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないよう、適切な行動を呼び掛ける。《危機管理室、生活振興部》

3 国内発生早期（都内未発生）の対応

<p><国内発生早期（都内未発生）の状態></p> <p>○国内のいずれかの道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態（都内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）</p>
<p><目的></p> <p>○ 都・区内での発生に備えた体制の整備を行う。</p>
<p><対策の考え方></p> <p>1 国内での感染拡大を止めることは困難であるが、都・区内での流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。</p> <p>2 医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、区民への積極的な情報提供・相談対応を行う。</p> <p>3 都内発生早期・都内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、区民生活及び地域経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。</p> <p>4 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぐ。</p>
<p><実施体制></p> <p>「江戸川区新型インフルエンザ等対策本部」（政府による「緊急事態宣言」がなされた場合は特措法に基づき設置）</p>

<p>サーベイランス・情報収集</p>	<p>【情報収集】</p> <p>○海外発生期に引き続き、新型インフルエンザに関する情報収集・情報共有を行う。《健康部》</p> <p>○他の自治体で新型インフルエンザが発生している場合、国及び自治体の発表資料を収集・分析し、国内の発生状況を把握する。《健康部》</p> <p>【サーベイランス・患者全数把握】</p> <p>○海外発生期に引き続き、サーベイランス・患者全数把握を行う。《健康部ほか》</p> <p>○感染拡大をできる限り遅らせるため、学校・社会福祉施設等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。《健康部、教育委員会、子ども家庭部、福祉部》</p> <p>【積極的疫学調査】</p> <p>○海外発生期に引き続き、積極的疫学調査を実施する。《健康部》</p>
<p>情報提供</p>	<p>【情報提供】</p> <p>○国内での新型インフルエンザ等の発生について区民に周知し、感染予防策の励行</p>

<p>・共有</p>	<p>を呼び掛ける。</p> <p>また、国内外の発生状況、現在の対応、都内発生した場合に必要な対策等を区ホームページ（専用ページ）やツイッター、フェイスブックなどにより区民に情報提供する。《健康部、危機管理室、経営企画部》</p> <p>○マスク着用、咳エチケット、手洗い等の個人レベルの感染予防策、感染したことが疑われる場合の対応（他の者への感染防止、医療機関受診の手順等）について、区の広報媒体のほか、FMえどがわ、J：COM江戸川など様々な媒体を活用して周知する。《健康部》</p> <p>○広報に際しては、誰もが感染する可能性があり、同時に他の者に感染させる可能性があり、それが責められるようなことではないという認識を区民が持つように留意する。《危機管理室、健康部、経営企画部、各部》</p> <p>○情報入手が困難なことが予想される高齢者や障害者、外国人などの情報弱者に対しても、受け手に配慮した広報手段により周知を行う。《経営企画部、各部》</p> <p>○事業者に対しては、従業員に対しての注意喚起とともに、都内で発生した場合の対応準備を呼び掛ける。《危機管理室、生活振興部、健康部》</p> <p>○政府が都内を対象区域として緊急事態を宣言した場合は、必要に応じて、特措法に基づき、都が不要不急の外出の自粛や施設の使用制限の要請等を行うことがあり得ることを周知し、理解を求める。《危機管理室》</p> <p>【情報共有・体制整備】</p> <p>○引き続き「区対策本部」において、関係部署間の連携を強化し、全庁一体となった対策を推進する。《危機管理室》</p> <p>○医療機関等や関係機関に対して国及び都が発表する最新情報を提供するとともに、都内発生後の対応策について確認する。《危機管理室、健康部》</p> <p>○「江戸川区感染症危機管理システム」を活用し、厚生労働省が発信する新型インフルエンザ等の診断・治療に係る新たな情報や対応について、医療機関等へ迅速に情報提供を行う。《健康部》</p> <p>○都内感染期を念頭に、学校・保育園等の臨時休業や集会の自粛等、区内での感染拡大防止策について協議し、対応を確認する。《危機管理室、教育委員会、子ども家庭部、各部》</p>
<p>相談</p>	<p>【受診相談（保健医療）】</p> <p>○引き続き、「新型インフルエンザ相談センター」において、新型インフルエンザに感染した疑いのある者に対し、受診先となる「新型インフルエンザ専門外来」の案内及び受診時の注意事項等の説明を行う。《健康部》</p>

	<p>○相談件数の増加が予想されることから、「新型インフルエンザ相談センター」の回線数、対応人員等を増強し、相談体制の充実を図る。なお、他の公衆衛生業務に支障が生ずる場合は、相談センター業務の外部民間事業者への委託を検討する。《健康部》</p>
<p>感染拡大防止</p>	<p>【都内での感染拡大防止策の準備】</p> <p>○他の自治体での感染者の重症度等を国や都から情報収集し、都内発生後の感染拡大防止策の対応レベルを検討する。また、感染リスクが高い施設について、国・都の方針に基づき、都内発生時の対応を準備する。《危機管理室、健康部》</p> <p>○引き続き、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染防止対策の実践を促す。《健康部》</p> <p>○引き続き、区内の学校等・保育園・社会福祉施設等に対し、情報を適切に提供し、感染予防策を徹底するよう呼び掛ける。また、臨時休業の具体的な対応について検討を開始する。《子ども家庭部、福祉部、教育委員会、危機管理室、健康部》</p> <p>○事業者や区民に対し、施設利用者への手洗い、発熱等の症状がある施設利用者の利用制限、催物や不要不急の外出の自粛等の呼び掛けなど、必要に応じて感染拡大防止策への協力を求める。《危機管理室》</p> <p>○都内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、引き続き、患者への対応（入院勧告措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。《健康部》</p> <p>○検疫所（国）の検疫強化に際して、海外からの航空機、船舶から新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者発生の連絡を受けた場合、検疫所から提供される入国者等に関する情報に基づき、疫学調査、健康観察等に都と連携して対応する。《健康部》</p>
<p>予防接種</p>	<p>【住民接種の開始】</p> <p>○パンデミックワクチンが製造・供給されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、区は、関係者の協力を得て、あらかじめ取り決めた接種方法と国が示す接種順位により、予防接種法第6条第3項に規定する接種（「新臨時接種」）を開始する。《健康部》</p> <p>なお、政府による緊急事態宣言が行われた場合においては、国の基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する接種（「臨時の予防接種」）の位置づけとなる。</p>

	<p>【情報提供・相談】</p> <p>○ワクチン接種の広報に当たっては、次のような点に留意する。《健康部》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えること ・ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えること ・接種の時期、方法など、一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えること <p>○具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法等についての相談窓口（コールセンター等）を開設する。《健康部》</p> <p>なお、この相談窓口は、感染した疑いのある者の受診相談を受け付ける「新型コロナウイルス相談センター」とは別に設ける。</p> <p>【特定接種】</p> <p>○引き続き、新型コロナウイルス等対策の実施に携わる区職員に対する特定接種を継続する。《総務部》</p>
医療	<p>【医療提供体制】</p> <p>○海外発生期と同一。</p> <p>○都の要請に基づき、患者の増加に備え、新型コロナウイルス患者に対応する病床確保に向けた院内調整を開始するよう、感染症入院医療機関をはじめとする一般医療機関に要請する。《健康部》</p> <p>【抗インフルエンザウイルス薬の使用】</p> <p>○海外発生期と同一。</p> <p>○国・都と連携し、医療機関に対し、国内感染期に備え抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。《健康部》</p>
安定の確保 区民生活及び社会経済の	<p>○海外発生期と同一。</p> <p>○高齢者や障害者等の要援護者への支援やごみ処理等について、都内感染期に備えた準備を行う。《福祉部、環境部》</p>

4 都内発生早期の対応

<p><都内発生早期の状態></p> <p>○都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態</p>
<p><目的></p> <p>○ 都・区内での感染拡大をできる限り抑える。</p> <p>○ 患者に適切な医療を提供する。</p> <p>○ 感染拡大に備えた体制の整備を行う。</p>
<p><対策の考え方></p> <p>1 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。都内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、政府が緊急事態宣言を行った場合、都と連携して積極的な感染拡大防止策等をとる。</p> <p>2 医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、区民への積極的な情報提供・相談対応を行う。</p> <p>3 都内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、区民生活及び地域経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。</p> <p>4 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。</p>
<p><実施体制></p> <p>「江戸川区新型インフルエンザ等対策本部」（政府による「緊急事態宣言」がなされた場合は特措法に基づき設置）</p>

<p>サーベイランス・情報収集</p>	<p>【情報収集】</p> <p>○引き続き、新型インフルエンザに関する情報収集・情報共有を行う。《健康部》</p> <p>○国・都及び自治体の発表資料を収集・分析し、国内・都内の発生状況を把握する。《健康部》</p> <p>【サーベイランス・患者全数把握】</p> <p>○引き続き、サーベイランス・患者全数把握を行う。《健康部ほか》</p> <p>○引き続き、学校・社会福祉施設等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。《健康部、教育委員会、子ども家庭部、福祉部》</p> <p>【積極的疫学調査】</p> <p>○引き続き、積極的疫学調査を実施する。《健康部》</p>
---------------------	--

【情報提供】

○都内での新型インフルエンザ等の発生を区民に周知し、感染予防策の励行を呼び掛ける。

また、区ホームページ（専用ページ）やツイッター、フェイスブックなど区の広報媒体のほか、FMえどがわ、J：COM江戸川など様々な媒体を活用して、国内・都内での発生状況、現在の対応、個人レベルの感染予防策、感染したことが疑われる場合の対応（他の者への感染防止、医療機関受診の手順等）等について、正しい情報を区民に提供し、注意喚起を行うとともに風評等による混乱防止を図る。《健康部、危機管理室、経営企画部》

○感染拡大にともなう従業員の欠勤により、様々なサービスが平常時より低下する場面があることを周知し、理解と協力を求める。《危機管理室、経営企画部》

○広報に際しては、誰もが感染する可能性があり、同時に他の者に感染させる可能性があり、それが責められるようなことではないという認識を区民が持つように留意する。《危機管理室、健康部、経営企画部、各部》

○情報入手が困難なことが予想される高齢者や障害者、外国人などの情報弱者に対しても、受け手に配慮した広報手段により周知を行う。《経営企画部、各部》

○事業者に対しては、職場での感染拡大防止策の徹底を依頼する。《危機管理室、生活振興部、健康部》

○都内感染期を念頭に、学校・保育園等の臨時休業や集会の自粛等、区内においても感染拡大防止策がとられることがあり得ることを、事前に周知する。《危機管理室、各部》

○政府が都内を対象区域として緊急事態を宣言した場合は、必要に応じて、特措法に基づき、都が不要不急の外出の自粛や施設の使用制限の要請等を行うことがあり得ることを周知し、理解を求める。《危機管理室》

【情報共有・体制整備】

○区対策本部下において、関係部署間の連携を強化し、全庁一体となった対策を推進する。《危機管理室》

○引き続き、国及び都が発信する情報を入手するとともに、関係部署間の情報共有体制を継続する。また、発信する情報を「江戸川区新型インフルエンザ等対策本部報」として一元的に管理し、情報内容に齟齬の無いように留意する。《危機管理室、健康部、経営企画部》

○区民や関係機関等から寄せられる問い合わせ内容を踏まえて、どのような情報を必要としているかを把握し、再度の情報提供に反映させる。《危機管理室、経営企画部》

○医療機関等や関係機関に対して国及び都が発表する最新情報を提供するととも

	<p>に、都内感染期に備えた準備を依頼する。《危機管理室、健康部》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「江戸川区感染症危機管理システム」を活用し、新型インフルエンザ等の診断・治療に係る新たな情報や国・都の方針について、医療機関等へ迅速に情報提供を行う。《健康部》 ○専門医療機関（感染症指定医療機関、感染症診療協力医療機関及び感染症入院医療機関）との連絡体制を強化する。《健康部》 ○区内において新型インフルエンザ等の患者が発生した場合の発表方法、個人情報の取り扱い等について、あらかじめ都と検討を行っておく。《危機管理室、健康部、経営企画部》
<p>相談</p>	<p>【受診相談（保健医療）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、「新型インフルエンザ相談センター」において、新型インフルエンザに感染した疑いのある者に対し、受診先となる「新型インフルエンザ専門外来」の案内及び受診時の注意事項等の説明を行う。《健康部》 <p>【その他の相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○受診相談以外の福祉や生活に関する相談など、区民の多様な内容の相談に対応する体制を整える。《危機管理室、各部》 ○新型インフルエンザ等の発生の影響が考えられる区の業務に関する問合せの対応は各主管部署で行うが、相談・問い合わせの多いものは、回答と窓口一覧を作成し、区ホームページに掲載する。《危機管理室、経営企画部、各部》
<p>感染拡大防止</p>	<p>【感染拡大防止策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①感染拡大防止対策の実施・要請 ○区民や事業者に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染予防策等を勧奨する。さらに、事業者に対し、新型インフルエンザ様症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨及び職場における感染予防策の徹底を要請する。《危機管理室、生活振興部、健康部》 ○病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう、関係機関に対し要請する。《福祉部、健康部》 ○区立学校等・保育園においては、児童・生徒等へのマスクの着用など感染予防策を行うとともに、児童・生徒等の健康状態の把握に努め、発熱、咳等の症状のある者の早期発見に努める。新型インフルエンザ等の疑い又は診断された児童・生

	<p>徒等への対応については、保健所の指示による病院への移送、接触者の健康管理、消毒等に協力する。</p> <p>集団発生が見られた場合は、発症者の状況確認、児童・生徒等の健康観察、臨時休業などの措置を講じる。</p> <p>自校での発生の有無にかかわらず、同じ地域内の学校等での流行が確認された場合は、ウイルスの病原性等の状況に応じて、行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講じる。</p> <p>また、私立学校等・保育園についても、必要に応じて、同様の措置を行うよう設置者に要請する。《危機管理室、子ども家庭部、教育委員会、健康部》</p> <p>○国の基本的対処方針等や発生状況を踏まえ、区の施設及び区が主催する催物において、率先して、動線の整理、発熱等の症状がある人の利用制限、施設の使用や催物の開催の制限や休止を行う。《危機管理室、総務部、各部》</p> <p>○感染リスクが高い施設に対する感染拡大防止策（発熱等の症状がある人の入場禁止、施設の使用制限及び休業）の協力を要請する。《危機管理室》</p> <p>②濃厚接触者対策</p> <p>○患者の発生時において、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告措置等）や患者の家族・同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、健康観察の実施、有症時の対応指導等）を行う。《健康部》</p> <p>○患者との接触者が関係する学校や通所施設等について、感染拡大のおそれがある場合には、臨時休業を行うよう各設置者等に対して要請する。《子ども家庭部、福祉部、教育委員会、健康部》</p> <p>○検疫の強化については、病原体の病原性や感染力に関する新たな情報や、海外や国内の発生状況の変化等を踏まえ、合理性が認められなくなったと国が判断した場合には、対応を変更する。《健康部》</p>
予防接種	<p>○国内発生早期と同一。</p>
医療	<p>【医療提供体制】</p> <p>○国内発生早期と同一。</p> <p>○患者の増加に備え、人工呼吸管理が必要な患者や小児の重症患者の受け入れ等において、「感染症地域医療体制ブロック協議会」における協議、確認に基づき、広域的に連携を図るよう医療機関に要請する。《健康部》</p>

	<p>○入院措置が行われる患者が増加し、保健所による移送では対応しきれない場合は、民間搬送事業者又は消防機関等関係機関に依頼して感染症指定医療機関に移送する。</p> <p>なお、消防機関等関係機関の協力を求める場合は、都に調整を要請する。《健康部》</p>
<p>区民生活及び社会経済の安定の確保</p>	<p>○社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業継続を要請する。《危機管理室、生活振興部、都市開発部、土木部》</p> <p>○その他の一般事業者に対しても、情報収集に努め職場における感染予防策を講じ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化を図るよう、周知する。《危機管理室、生活振興部》</p> <p>○食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないよう、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。《危機管理室、生活振興部》</p> <p>○引き続き、高齢者や障害者等の要援護者への支援やごみ処理等について、都内感染期に備えた準備を行う。《福祉部、環境部》</p> <p>○事業活動に支障が生じた中小企業に対する資金計画や経営の相談体制を確保する。《生活振興部》</p> <p>○行政手続上の申請等について、対面での機会を減らすよう検討し、申請期限の延長について、国・都の検討状況を踏まえ、準備を行う。《危機管理室、経営企画部、各部》</p> <p>○都内感染期における死亡者の急増に備え、遺体安置所の設置及び運用の準備を行う。あわせて、事業者に対しても円滑な火葬が実施できるよう火葬炉の稼動を要請する。《福祉部》</p>

5 都内感染期の対応

<p><都内感染期の状態></p> <p>○都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）</p>
<p><目的></p> <p>○ 医療提供体制を維持する。</p> <p>○ 健康被害を最小限に抑える。</p> <p>○ 区民生活及び社会経済への影響を最小限に抑える。</p>
<p><対策の考え方></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、都内発生早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、学校等の臨時休業や集会の自粛等の一部の感染拡大防止策は引き続き継続し、感染拡大をなるべく抑えるよう努める。 2 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、区民一人ひとりがとるべき行動について理解できるよう、積極的な情報提供を行う。 3 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして、医療体制への負荷を軽減する。 4 医療提供体制の維持に全力を尽くし、患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめる。 5 欠勤者の増大が予測されるが、区民生活・社会経済への影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会・経済活動をできる限り継続する。 6 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制への負荷を軽減するため、住民接種については、体制が整い次第速やかに実施する。 7 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。
<p><実施体制></p> <p>「江戸川区新型インフルエンザ等対策本部」（政府による「緊急事態宣言」がなされた場合は特措法に基づき設置）</p>

<p>サーベイランス・情報</p>	<p>【情報収集】</p> <p>○引き続き、新型インフルエンザに関する情報収集・情報共有を行う。《健康部》</p> <p>○国・都及び自治体の発表資料を収集・分析し、国内・都内の発生状況を把握する。《健康部》</p>
-------------------	---

収集	<p>【サーベイランス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域での流行が拡大した時点で、「東京感染症アラート」による全数検査を中止する。《健康部》 ○地域での流行が拡大し患者報告数が増加した（定点医療機関当たり患者報告数1.0人（週）を超えた）時点で、クラスター（集団発生）サーベイランスに伴うウイルス検査を中止する。《健康部、教育委員会、子ども家庭部、福祉部》 ○入院サーベイランスにより、重症化リスクの程度を把握する。《健康部》 ○通常のサーベイランス（患者発生サーベイランス、病原体サーベイランス）は継続する。《健康部》 <p>【積極的疫学調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域での流行が拡大した時点で、積極的疫学調査は中止する。《健康部》
情報提供・共有	<p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○感染予防策の徹底、不要不急の外出や催物等の自粛、学校・保育園等の臨時休業など、感染拡大防止策への一層の協力を呼び掛ける。 なお、政府が都内を対象区域として緊急事態を宣言した場合は、特措法に基づき、都が不要不急の外出の自粛や施設の使用制限の要請等を行うことを周知する。《危機管理室、健康部、経営企画部》 ○国内・都内・区内での発生状況、現在の対応、個人レベルの感染予防策や医療機関受診等のルールの変更などの最新情報を区ホームページやツイッター、フェイスブック等の広報媒体のほか、FMえどがわ、J:COM江戸川など様々な媒体を活用して区民に正しい情報を随時提供し、不安の解消と風評等による混乱防止を図る。《健康部、危機管理室、経営企画部》 ○広報に際しては、誰もが感染する可能性があり、同時に他の者に感染させる可能性があり、それが責められるようなことではないという認識を区民が持つように留意する。《危機管理室、健康部、経営企画部、各部》 ○情報入手が困難なことが予想される高齢者や障害者、外国人などの情報弱者に対しても、受け手に配慮した広報手段により周知を行う。《経営企画部、各部》 ○事業者に対して職場での感染拡大防止策の徹底、集客施設管理者に対して利用者への感染予防の呼び掛け、催物等の自粛等と呼び掛ける。《危機管理室、文化共育部、生活振興部、健康部》 ○イベントの開催や施設の利用等が変更になったものについては、区ホームページに情報を再掲して集約するなど、利用者への周知を図る。《危機管理室、健康部、経営企画部》

	<p>【情報共有・体制整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○区対策本部において、関係部署間の連携を強化し、全庁一体となった対策を推進する。《危機管理室》 ○引き続き、国及び都が発信する情報を入手するとともに、関係部署間の情報共有体制を継続する。また、発信する情報を「江戸川区新型インフルエンザ等対策本部報」として一元的に管理し、情報内容にばらつきの無いように留意する。《危機管理室、健康部、経営企画部》 ○医療機関等や関係機関に対して国及び都が発表する最新情報を提供するとともに、都内感染期の対応を依頼する。《危機管理室、健康部》 ○医療機関等に対し、医療体制の変更（通常の季節性インフルエンザの診療を行うすべての医療機関で診療）を連絡する。《健康部》 ○「江戸川区感染症危機管理システム」を活用し、新型インフルエンザ等の診断・治療に係る新たな情報や国・都の方針について、医療機関等へ迅速に情報提供を行う。《健康部》
<p>相談</p>	<p>【受診相談（保健医療）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「新型インフルエンザ専門外来」の終了にともない、新型インフルエンザ相談センターは受診案内における専門外来への振り分けを終了する（都内感染期以降は通常の季節性インフルエンザの診療を行うすべての医療機関で診療）。なお、相談センターでは引き続き、区民等からの受診相談・保健医療相談に対応する。《健康部》 <p>【その他の相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校・保育園等の臨時休業をはじめ、不要不急の外出自粛、集会等の自粛、イベントの延期又は中止など、新型インフルエンザ等の発生の影響を受ける事業や福祉、生活等、受診相談以外の区民からの多様な相談に対応する。《危機管理室、各部》 ○区民や関係機関等から寄せられる問い合わせ内容を区対策本部で情報共有し、必要な対策を講じる。《危機管理室、各部》
<p>感染拡大防止</p>	<p>【感染拡大防止策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①感染拡大防止対策の実施・要請 ○都内発生早期と同一。 ○引き続き、区民や事業者に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがいの徹底や、不要不急の外出自粛、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感

	<p>染予防策等と呼び掛ける。《危機管理室、生活振興部、健康部》</p> <p>○ウイルスの病原性等の状況に応じて、学校等の臨時休業を適切に行うよう、各設置者等に要請する。《子ども家庭部、教育委員会》</p> <p>また、社会福祉施設等においても、入所者の外部との接触を制限するなど、感染拡大の防止に努める。《福祉部》</p> <p>○公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛けなど適切な感染予防策を講じるよう要請する。《危機管理室、都市開発部》</p> <p>○集客施設管理者や催物を主催する事業者に、発熱等の症状がある人の利用制限、マスク着用の徹底、施設の使用や催物の開催の自粛と呼び掛ける。《危機管理室・健康部、各部》</p> <p>○政府が都内を対象区域として緊急事態を宣言した場合には、特措法に基づき、都により施設の使用及び催物の制限等が行われるが、区もこれを受けて対策に協力する。《危機管理室、各部》</p> <p>②濃厚接触者対策</p> <p>○地域での流行が拡大した時点で、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。《健康部》</p>
<p>予 防 接 種</p>	<p>○国内発生早期と同一。</p>
<p>医 療</p>	<p>【医療提供体制】</p> <p>○都内感染期に至った段階で「新型インフルエンザ専門外来」を中止し、内科や小児科など「通常の季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関」で診療を行う（原則として、かかりつけ医が対応）。このため、患者は「新型インフルエンザ相談センター（電話相談）」を介さず、直接受診する。《健康部》</p> <p>○全ての疑似症患者へのウイルス検査等による確定診断、感染症法に基づく「感染症指定医療機関」への入院措置を中止する。《健康部》</p> <p>○入院治療は重症患者を対象とし、「通常の感染症診療を行う全ての一般入院医療機関」において受け入れる。それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請する。かかりつけ医において入院治療が必要と判断した場合には、重症度に応じて受入れが可能な医療機関への紹介又は移送を行うよう、医療機関に周知する。《健康部》</p> <p>○「感染症入院医療機関」は、あらかじめ都に登録した病床数に応じて、円滑に患者を受け入れるよう、医療機関に周知する。《健康部》</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○区民に対し、重症患者受入可能医療機関の機能を確保するため、外来診療についてはかかりつけ医への受診を促すなど協力を要請する。《健康部》 ○区医師会や薬剤師会に対し、地域における医療確保のために、重症患者の受入れが可能な医療機関に対する支援を行うよう要請する。《健康部》 ○従業員の欠勤等、医療機関における人的被害及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザやその他の疾患に係る診療が継続されるよう、都に支援を要請する。《健康部》
区民生活及び社会経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業継続を要請する。《危機管理室、生活振興部、都市開発部、土木部》 ○その他の一般事業者に対しても、情報収集に努め職場における感染予防策を講じ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化を図るよう、周知する。《危機管理室、生活振興部》 ○各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザによる被害状況等を確認し、必要な対応策を速やかに検討する。《危機管理室》 ○食料品・生活関連物資等の安定供給について生産、仲卸、流通業者、小売団体に要請するとともに、消費者に適切な行動を呼び掛ける。《危機管理室、生活振興部》 ○新型インフルエンザへの対応として必要な場合には、国、都と連携し、運送事業者等に対して、医薬品、食料品等の緊急物資の運送等を要請する。《危機管理室》 ○通常のごみ・資源の収集回数等の維持が困難な場合、収集体制について周知に努める。また、区民や事業者にごみ・資源の減量化と排出抑制を求める。《環境部》 ○高齢者や障害者等の要援護者への支援について、町会等地域住民団体、ボランティア等に、協力要請を行う。《福祉部、生活振興部》 ○高齢者等の生活を支える介護事業者等に事業維持を要請する。《福祉部》 ○事業活動に支障が生じた中小企業に対する資金計画や経営の相談対応を行うとともに、中小企業制度融資の実施について検討する。《生活振興部》 ○国から行政手続上の申請期限の延長が通知された場合は、区においても同様の措置を行うこととし、区民に速やかに周知する。《経営企画部、各部》 ○混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、区内三警察署と連携を取りながら、犯罪情報等の集約に努め、広報及び警戒活動を推進する。《環境部》 ○火葬場の事業者に必要な限り火葬炉を稼動するよう要請する。《福祉部》

- 遺体を一時的に安置するため、公共施設の確保及び適切な運用を行う。あわせて、臨時埋葬施設の検討を行う。《文化共育部、福祉部、健康部》
- 一時的に死亡者が急増した場合、臨時遺体安置所への搬送及び火葬場等への搬送を行う。《土木部》

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- 生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、区民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。《危機管理室、生活振興部》
- 高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、医療機関への搬送、死亡時の対応等を行う。《福祉部》
- 埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため特に緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間において埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、区は当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。《生活振興部、健康部》

6 小康期の対応

<p><小康期の状態></p> <p>○新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態</p> <p>○大流行は一旦終息している状況</p>
<p><目的></p> <p>○ 区民生活及び社会経済の回復を図り、流行の第二波に備える。</p>
<p><対策の考え方></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、医療資器材、医薬品の調達等、第一波による医療提供体制及び社会・経済活動への影響からの回復を図る。 2 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について区民に情報提供する。 3 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 4 第二波の流行による影響を軽減するため、未接種者を対象に引き続き住民接種を進める。
<p><実施体制></p> <p>「江戸川区新型インフルエンザ情報連絡会」（政府の「緊急事態解除宣言」を受けて）</p>

<p>サーベイランス・情報収集</p>	<p>○平常時に実施しているインフルエンザサーベイランスを継続し、新たな発生や流行の再燃に備える。《健康部》</p> <p>○再流行を早期に探知するため、学校・社会福祉施設等でのインフルエンザの集団発生の把握に努める。《健康部、教育委員会、子ども家庭部、福祉部》</p>
<p>情報提供・共有</p>	<p>【情報提供】</p> <p>○都内の流行の終息を受け、不要不急の外出や催物等の自粛など感染拡大防止策を解除する。区民生活の速やかな回復を、区ホームページやツイッター、フェイスブック等の広報媒体のほか、FMえどがわ、J：COM江戸川など様々な媒体を活用して、区民や事業者に呼び掛ける。あわせて、第二波発生の可能性もあることから、それに備えることも呼び掛ける。《危機管理室、健康部、経営企画部》</p> <p>○事業者に対しては、事業活動の速やかな回復を呼び掛ける。《危機管理室、生活振興部》</p>

	<p>【情報共有・体制整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「政府対策本部」と「都対策本部」の廃止を受け、「区対策本部」を廃止するとともに、「江戸川区新型インフルエンザ等対策本部報」としての一元管理を終了する。《危機管理室、健康部、各部》 ○第二波発生の可能性に備え、引き続き、情報提供体制を維持する。《危機管理室、健康部》 ○区民・関係機関等から寄せられた問い合わせ等を取りまとめ、情報提供・共有体制のあり方を検証し、見直しを行う。《危機管理室、健康部、経営企画部》
相談	<ul style="list-style-type: none"> ○「新型インフルエンザ相談センター」は終了する。あわせて、保健医療に関する相談は通常業務の中で対応するなど、状況をみながら体制を縮小する。《健康部》 ○相談体制が適切であったか検証を行う。《危機管理室、経営企画部、健康部、各部》
感染拡大防止	<ul style="list-style-type: none"> ○流行の状況を踏まえ、感染拡大防止策の要請を解除する。あわせて、流行の第二波に備えて、感染拡大防止策を見直し、改善に努める。《危機管理室、健康部》
予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ○接種体制を見直すとともに、第二波の流行による影響を軽減するため、未接種者に対し接種を勧奨する。《健康部》
医療	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関等に対して、平常の医療サービスが提供できる体制への速やかな復帰を呼び掛ける。《健康部》 ○第二波に備えた医薬品・医療用資器材等の使用状況確認・準備を呼び掛ける。《健康部》 ○新たな発生や流行の再燃に備えて、医師会等関係機関と課題を整理し、改善する。《健康部》
区民生活及び社会	<ul style="list-style-type: none"> ○社会機能の維持に関わる事業者に対して、速やかな事業活動の回復を求めるとともに、流行の第二波に備え、これまでの被害状況等の確認を呼び掛ける。《危機管理室、各部》 ○流行の状況等を踏まえ、区民、事業者に、平常時の区民生活及び事業活動への回復を呼び掛ける。《危機管理室、各部》

経済の安定の確保	<p>【緊急事態宣言がされている場合の措置】</p> <p>○流行の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。《危機管理室、各部》</p>
----------	--

《参考資料》

- 「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」 （平成25年6月）

内閣官房 新型インフルエンザ等対策ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html>

- 「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」 （平成25年6月）

内閣官房 新型インフルエンザ等対策ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html>

- 「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」 （平成25年11月）

東京都防災ホームページ 東京都新型インフルエンザ対策
<http://www.bousai.metro.tokyo.jp/japanese/tmg/infection.html>

- 「新型インフルエンザ保健医療体制ガイドライン」 （平成23年4月）

東京都保健福祉局 新型インフルエンザ対策ホームページ
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/kansen/shingatainflu/index.html>

江戸川区新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年3月策定

江戸川区 健康部 保健予防課

〒132-8507 東京都江戸川区中央4丁目24番地19号

電話 03-5661-2464（江戸川保健所）

江戸川区 危機管理室 防災危機管理課

〒132-8501 東京都江戸川区中央1丁目4番1号

電話 03-5662-2037（直通）